

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年1月25日

【会社名】 REXT株式会社

【英訳名】 REXT, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内藤雅義

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社ワンダーコーポレーション
取締役管理本部長 宮本 正明
株式会社H A P i N S
取締役管理本部長 塩塚 哲也
株式会社ジーンズメイト
取締役管理本部長 兼 経営管理本部長 佐藤 信治

【最寄りの連絡場所】 株式会社ワンダーコーポレーション
茨城県土浦市蓮河原新町4181 土浦事務所 2F
株式会社H A P i N S
東京都品川区西五反田7丁目22番17号
株式会社ジーンズメイト
東京都渋谷区富ヶ谷1丁目49番4号

【電話番号】 株式会社ワンダーコーポレーション
029(879)7030
株式会社H A P i N S
03(3494)4491(代表)
株式会社ジーンズメイト
03(5738)5555

【事務連絡者氏名】 株式会社ワンダーコーポレーション
取締役管理本部長 宮本 正明
株式会社H A P i N S
取締役管理本部長 塩塚 哲也
株式会社ジーンズメイト
取締役管理本部長 兼 経営管理本部長 佐藤 信治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 10,374,973,138円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社ワンダーコーポレーション(以下「ワンダーコーポレーション」といいます。)、株式会社H A P i N S(以下「H A P i N S」といいます。)、及び株式会社ジーンズメイト(以下「ジーンズメイト」といいます。)、ワンダーコーポレーション及びH A P i N Sとあわせて、「3社」と総称します。)の2020年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	21,532,860株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、REXT株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1 普通株式は、2020年12月18日に開催された3社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び2021年2月18日に開催予定の3社の各臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
- 2 2020年9月30日時点におけるワンダーコーポレーションの発行済株式総数(7,559,184株)、2020年9月30日時点におけるHAPINSの発行済株式総数(15,000,000株)、及び2020年9月30日時点におけるジーンズメイトの発行済株式総数(16,101,466株)に基づいて算出しております。但し、3社は、本株式移転の効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、当社が3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)においてそれぞれが保有する全ての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、ワンダーコーポレーションが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,916株、HAPINSが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式219,026株、及びジーンズメイトが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,728,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、基準時まで実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。
- 3 3社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社 証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1 当社普通株式は、基準時における3社の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して1株、HAPINSの普通株式1株に対して0.44株、ジーンズメイトの普通株式1株に対して0.52株の割合でそれぞれ割当交付されます。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。3社の2020年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は10,374,973,138円であり、当該金額のうち100,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所へ上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第73号、第208条)により2021年4月1日より東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。))に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(同規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所JASDAQ市場への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

3社の親会社であるRIZAPグループ株式会社(以下「RIZAPグループ」といいます。)は、2019年3月期に、「強靱な経営体質への変革」、「事業の選択と集中」等を柱とする持続的成長に向けた構造改革を開始し、グループ管理体制の見直しや、中長期的に経営資源を集中すべき事業の精査を進めてきました。また、2021年3月期には、経営資源をより集中させるべきコア事業と、グループ内の投資事業及び再建を加速すべき事業を明確に区分するため、事業セグメントを従来の「美容・ヘルスケア」、「ライフスタイル」、「プラットフォーム」から、「ヘルスケア・美容」、「ライフスタイル」、「インベストメント」に再編しました。

3社は、RIZAPグループのコア事業領域の一つである「ライフスタイル」セグメントに属しています。同セグメントにはエンターテインメント商品等の小売及びリユース事業のほか、インテリア雑貨、アパレル及びアパレル雑貨、スポーツ用品の企画・開発・製造及び販売等を行うグループ企業が属しており、「顧客基盤及び店舗基盤の強化」、「共通機能(EC、出店、調達等)の統合による経営の効率化」、さらに「事業間シナジー強化による新たな非対面事業の創出等を含む収益機会の拡大」を目指すセグメントとなります。一方で、国内小売市場は、消費者の購買行動の多様化、根強い節約志向、及び人件費や物流費の上昇等により不透明な状況が続いておりましたが、2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わり、さらに大きな経営環境の変化に直面しております。これにより、2021年3月期第2四半期の当セグメントの売上収益は前年同期より8.3%減少し45,236百万円、営業利益は前年同期より18.9%減少し1,835百万円となっております。

このような状況の下、3社及び親会社であるRIZAPグループでは、今後の経営基盤の安定のためには、早期にEC等の非対面事業へ移行し、且つ消費者ニーズの変化に伴う商品のコモディティ化を防ぐため、高付加価値PB商品を拡充することが不可欠であると考えており、その実現のためには、3社がそれぞれ持つ経営資源を集中し、従来のビジネスモデルの転換及び財務基盤・コスト競争力の抜本的な強化を行うことが急務であるとの認識に至りました。

しかしながら、従来の資本関係のままでは、独立した上場会社間のシナジー発揮には限界があり、3社間での一体的な運営によるシナジーを最大限に創出することができませんでした。

3社のシナジーの最大化のためには、店舗での小売という共通したビジネスモデルの性質上、事業横断的な戦略策定・実行を迅速に行える組織体制が望ましく、グループシナジーを強化し、お客様へ新たな価値の提案、収益機会の拡大及び企業価値の最大化を目指していく方針を実現するための有効な手段として、3社は本株式移転の方式により3社の完全親会社となる当社を設立すること(以下「本経営統合」といいます。)を通じて競争力強化と収益力の拡大を図ることで合意致しました。

本経営統合では、3社が培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、3社の事業の枠組みを保持しながら、経営資源を最適化し課題解決への推進力を発揮できる体制を目指していく方針です。そのためには、3社による共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社の経営・事業戦略の下で機動的なグループ経営を推進していくことが相応しいとの判断に至りました。

本経営統合により、今後、以下の経営課題に取組み、競争力の向上及び収益力の強化を図っていく方針です。

高付加価値PB商品の拡充とEC化加速による増収施策への経営資源集中

高品質・低価格なアウトドア関連PB商品、カジュアルルウエアPB商品、スポーツウエア・ギア関連PB商品、及びキャラクター雑貨関連PB商品を拡充予定。また、各社のEC化を加速することで、高収益体質への転換を目指す。

成長市場への事業構造のシフト

今後の重点領域として、市場が安定的に拡大している「アウトドア事業」(キャンプ用品等のアウトドアグッズ、アウトドアウエア等の企画・販売)、「リユース事業」(アウトドアグッズ、古着、ホビー、楽器・オーディオ製品等に特化した特化型リユース専門店の展開)、「エンターテインメント事業」(オンライン・ライブ等の体験型イベント等の企画・開催)を柱とする方針。

デジタルトランスフォーメーションの推進による顧客体験価値の最大化と差別化及び競争力の向上

デジタルトランスフォーメーションを推進するにあたり、「アプリ開発」、「OMO(オンラインとオフラインの融合)の拡充」、「D2C(ダイレクト・ツー・コンシューマー)の推進」「リテールテックの導入」の4つを進める予定。「アプリ開発」では、ポイントの共通化をはじめ、購入商品をグループ内のどの店舗でも受け取れる等のサービスに対応。「OMOの拡充」では、店舗とECサイトの顧客データの連携、基幹システムと商品売上情報の連携、及びWMS(ウェアハウス・マネジメント・システム)と在庫・出荷情報の連携を行う。「D2Cの推進」では、各種広告の最適化やECサイトの拡充、PB商品の企画等によりD2Cを加速する予定。「リテールテックの導入」では、無線自動識別(RFID)タグやAI・IoTセンサーの導入、スーパーアプリと連動したレジ無し店舗の実現等を想定。

スケールメリットの追求、共通機能統合・店舗の統廃合等によるコスト競争力の向上

3社合同での共通購買等によりスケールメリットを追求するとともに、既存店舗の統廃合及び好調業態への転換を加速し、アウトドア、リユース、エンターテイメント業界内でのポジショニング確立を目指す。

新ブランド・新規事業の創出による新たな収益機会の拡大

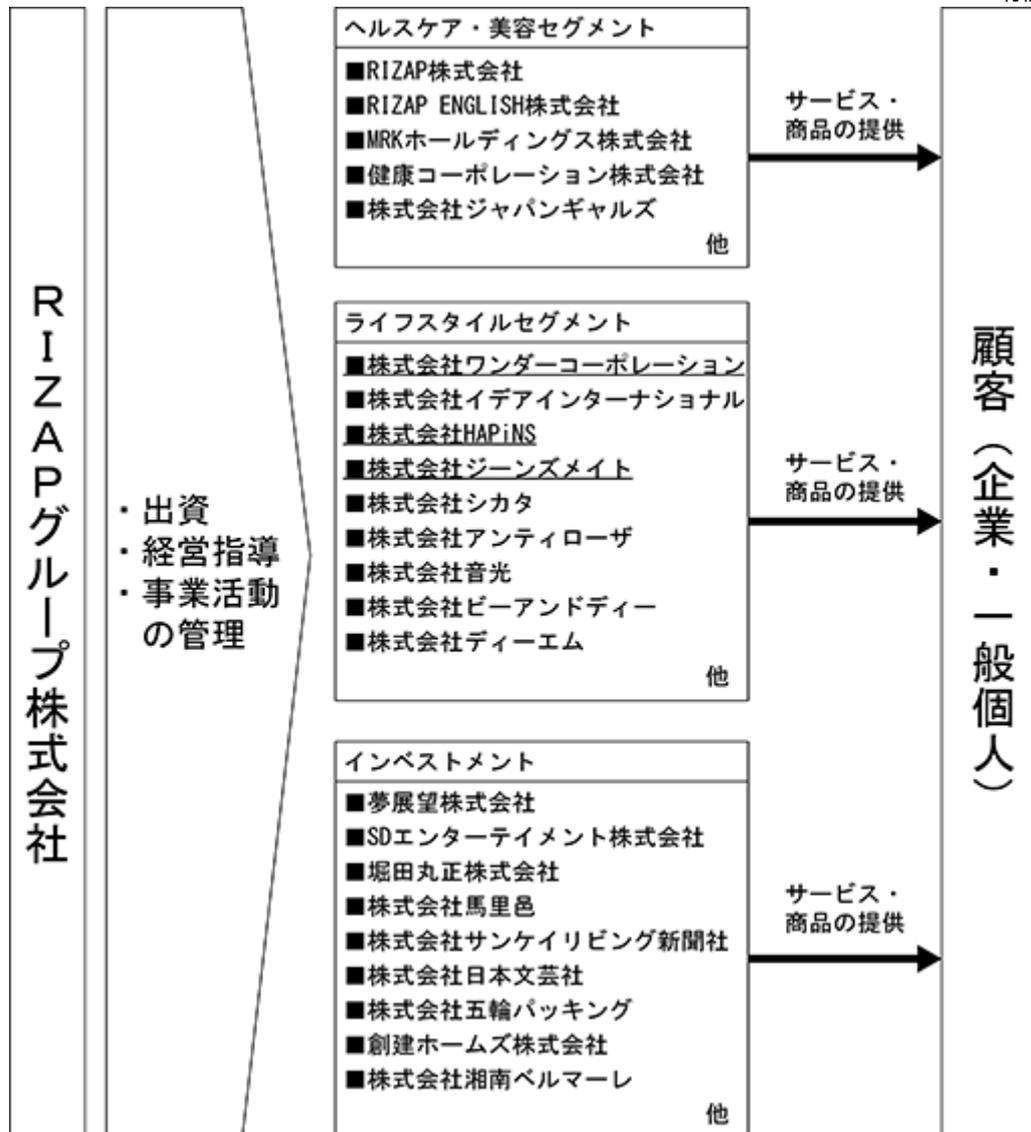
上述の新しいPB拡充に加え、既存PB商品の専門店の展開や、アウトドア、ホビー、古着、楽器等に特化したリユース専門店の展開等を予定。

財務体質の強化及び戦略分野への投資集中

3社の経営統合により、主に本社間接部門や開発部門にかかるコストを最適化するとともに、収益性の悪い事業の撤退及び業態転換を早期に完遂させ、より収益性の高い戦略分野へ投資を集中する予定。

上場会社の集約による上場維持コストの削減とガバナンス強化

本株式移転により、3社の上場維持コストを約半減出来る見通し。また、3社の完全親会社となる当社の設立により、より一層のガバナンス強化を目指す。



2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	REXT株式会社 (英文:REXT, Inc.)	
(2) 事業内容	子会社等の経営管理並びにそれに附帯又は関連する業務	
(3) 本店所在地	東京都新宿区	
(4) 代表者及び 役員の就任予定	代表取締役社長	内藤雅義
	取締役	迎綱治
	取締役	鎌谷賢之
	取締役	塩田徹
	取締役	長谷川亨
	取締役執行役員	村瀬伸行
	取締役(監査等委員)	大谷章二
	社外取締役(監査等委員)	小島茂
	社外取締役(監査等委員)	大塚一暁
(5) 資本金	100,000千円	
(6) 純資産(連結)	未定	
(7) 総資産(連結)	未定	
(8) 決算期	3月31日	

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と3社の状況は以下のとおりです。

3社は、各社の株主総会における承認を前提として、2021年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 又は出資金 (千円) (注)1	事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) ワンダーコーポレーション	茨城県 つくば市	3,185,550 (注)2	エンターテインメント商品等の 小売事業、フランチャイズ事 業、レンタル事業、リユース 事業、Eコマース事業	100.0	4 (予定)	未定	未定	未定	未定
HAPINS	東京都 品川区	100,000	生活雑貨等販売事業	100.0	1 (予定)	未定	未定	未定	未定
ジーンズメイト	東京都 渋谷区	2,338,387 (注)3	カジュアル衣料等販売事業	100.0	3 (予定)	未定	未定	未定	未定

(注) 1 資本金は2020年9月30日時点のものです。

2 ワンダーコーポレーションは、本株式移転の効力発生により当社の完全子会社となった後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、2021年2月18日に開催予定の臨時株主総会による決議を前提として、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案が原案どおりに承認されること、並びに2021年3月30日の前日までに本株式移転に係る株式移転計画(以下「本株式移転計画書」といいます。)の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年3月30日付で、資本金3,185,550,908円(2020年12月18日時点)のうち3,085,550,908円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替える予定です。

- 3 ジーンズメイトは、本株式移転の効力発生により当社の完全子会社となった後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、2021年2月18日に開催予定の臨時株主総会による決議を前提として、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案が原案どおりに承認されること、並びに2021年3月30日の前日までに本株式移転計画書の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年3月30日付で、資本金2,338,387,524円(2020年12月18日時点)のうち2,238,387,524円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替える予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、3社は、当社の完全子会社となります。

当社の完全子会社となる3社の最近事業年度末日(2020年3月期末日(2020年3月31日))時点の状況については、以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーションの概要

() 事業内容

ワンダーコーポレーションの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) ワンダーコーポレーション」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) RIZAPグループ(株)(注)1	東京都 新宿区	19,200,445	美容・ヘルスケア事業、ライフスタイル事業、プラットフォーム事業		75.5	資本業務提携
(連結子会社) (株)V i d a w a y (注)2	東京都 千代田区	100,000	ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフト・雑誌の販売及び映像ソフト・音楽ソフトのレンタル	66.4		商品の仕入れ 役員の兼任3名
(株)ワンダーネット	茨城県 つくば市	10,000	携帯電話の小売業	100.0		役員の兼任3名
(株)テトラフィット(注)3	茨城県 つくば市	30,000	フィットネス事業	100.0		役員の兼任2名
(株)Tポイントパートナーズつくば	茨城県 つくば市	10,000	Tポイント加盟店獲得業	51.0		役員の兼任2名

(注) 1 有価証券報告書提出会社であります。

- 2 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	13,537,894千円
	経常利益	124,114千円
	当期純利益	142,936千円
	純資産額	750,308千円
	総資産額	4,711,346千円

- 3 (株)テトラフィットは減資を行い、資本金の額が減少しております。また、2019年6月1日付で(株)ニューウェイブファシリティーズは、(株)テトラフィットに商号変更しました。

H A P i N S の概要

() 事業内容

H A P i N S の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) H A P i N S 」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) RIZAPグループ株式会社 (注)	東京都新宿区	19,200,445	持株会社	(被所有) 70.39	役員の兼任

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

ジーンズメイトの概要

() 事業内容

ジーンズメイトの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) ジーンズメイト」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) RIZAPグループ株式会社 (注)	東京都新宿区	19,200,445	グループの中長期経営戦略 の立案・遂行、グループ各 社の事業戦略実行支援・事 業活動の管理	(被所有) 64.45	資本業務提携

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、3社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社となる3社と役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となる3社とその関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1 . 株式移転計画の内容の概要

3社は、それぞれの臨時株主総会による承認を前提として、2021年4月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社とし、3社を株式移転完全子会社とする本株式移転計画書を、2020年12月18日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

本株式移転計画書に基づき、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、HAPINSの普通株式1株に対して当社の普通株式0.44株、ジーンズメイトの普通株式1株に対して当社の普通株式0.52株をそれぞれ割当交付します。本株式移転計画書においては、2021年2月18日に開催予定の3社の各臨時株主総会において、本株式移転計画書の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画書においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2 . 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写し)

株式会社ワンダーコーポレーション(以下「甲」という。)、株式会社HAPINS(以下「乙」という。)及び株式会社ジーンズメイト(以下「丙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことに合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲、乙及び丙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条 (新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1 . 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「REXT株式会社」とし、英文では「REXT, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区北新宿二丁目21番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、80百万株とする。

2 . 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

代表取締役社長 内藤雅義
取締役 迎綱治
取締役 鎌谷賢之
取締役 塩田徹
取締役 長谷川亨
取締役 村瀬伸行

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 大谷章二
社外取締役 小島茂
社外取締役 大塚一暁

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際し、新会社が甲、乙及び丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、当該時点「基準時」という。)における甲、乙及び丙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、それぞれの有する甲、乙及び丙の株式に代わり、()甲が基準時現在発行している株式数に1を乗じた数、()乙が基準時現在発行している株式数に0.44を乗じた数、及び()丙が基準時現在発行している株式数に0.52を乗じた数の合計に相当する数の新会社の株式を交付する。

2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時における甲、乙及び丙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲、乙及び丙の各株主に対し、()その有する甲の普通株式1株につき新会社の普通株式1株、()その有する乙の普通株式1株につき新会社の普通株式0.44株、()その有する丙の普通株式1株につき新会社の普通株式0.52株を割り当てる。

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額
25,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、2021年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙及び丙にて協議し、三者の合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲、乙及び丙は、2021年2月18日を開催日として臨時株主総会をそれぞれ招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙及び丙にて協議し、三者の合意の上、かかる臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場及び株主名簿管理人）

- 1．甲、乙及び丙は、新会社の発行する普通株式が新会社の成立の日に株式会社東京証券取引所 J A S D A Q に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
- 2．新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当の禁止）

甲、乙及び丙は、本計画作成後新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（自己株式の消却）

甲、乙及び丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲、乙及び丙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲、乙及び丙が協議し、三者の合意の上これを行う。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲、乙及び丙の株主総会のうち少なくとも一の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立の日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間に、甲、乙又は丙の事業遂行又は財務状況に重大な変更が生じ又はかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じ又はかかる事態が生じることが明らかとなった場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、三者の合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲、乙及び丙が別途協議し合意の上定める。

[本頁以下余白]

以上を証するため、原本3通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2020年12月18日

甲：茨城県つくば市小野崎294番地1
株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役社長 内藤 雅義

乙：東京都品川区西五反田7丁目22番17号
株式会社H A P i N S
代表取締役社長 柘植 圭介

丙：東京都渋谷区富ヶ谷1丁目49番4号
株式会社ジーンズメイト
代表取締役社長 富澤 茂

別紙1 定款

REXT株式会社定款

第一章 総則

第1条（商号）

当社は、REXT株式会社と称し、英文ではREXT, Inc. と表示する。

第2条（目的）

当社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、および次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電気機器、業務用電気機器、事務機器、電気通信機器、冷暖房機器、空調機器、音響機器、トレーニング等の健康器具、レコード、楽器、磁気テープ、ゲーム機、携帯電話端末機およびこれらに関連する物品ならびにソフトの販売
2. 各種計測器、光学機器、時計、眼鏡、貴金属、カメラ用品、美術品、宝石、書画、彫刻、写真およびこれらに関連する物品の販売
3. 日用雑貨、金物雑貨、民芸品、装飾品、衣料品、服飾品、繊維製品、靴および履物、鞆、袋物、寝具類、石油製品、ガス器具、家具、インテリア小物、傘、装身具、化粧用具、造花、台所用品およびこれらに関連する物品の販売
4. 医薬品、医療部外品、医療用器具、化学工業薬品、動物医薬品、化粧品、香料、石鹸、健康食品、衛生用品およびこれらに関連する物品の販売
5. 動物、ペット用品、植物、生花、園芸用品、肥料、農薬、毒物劇物の販売および農園経営
6. 自動車用品、スポーツ用品、書籍、文具、玩具、人形、紙、ポストカード、クリスマスカード、事務用品およびこれらに関連する物品の販売
7. 食料品、酒類、飲料水および穀物、たばこ、喫煙具、塩、切手・印紙の販売
8. 出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびこれらに関連する物品の販売
9. インターネットを利用した広告業および雑誌、テレビ、新聞、インターネット等による通信販売業
10. 映像、音楽、ゲーム等の情報提供サービスに関する業務
11. 古物営業法による古物売買業
12. 前各号商品のレンタル業、卸売、委託販売、輸出入業、割賦販売業、割賦販売斡旋業および割賦債権買取業ならびにその必要工事の施工および修理業
13. 食堂、喫茶店、飲食店、遊園地、興行場、遊戯場、娯楽施設、スポーツ施設、宿泊施設、カラオケルーム、プレイガイド、学習塾および駐車場の経営
14. 不動産の売買・賃貸借・所有・仲介・斡旋・管理業ならびに動産の賃貸業
15. 金銭の貸与、その賃借の媒介およびその保証
16. 経営管理指導ならびに業務受託
17. スポーツ振興券およびこれらに関連する物品の販売
18. 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
19. 引越荷役事業および作業請負
20. 引越の請負
21. オフィスの引越業
22. 一般貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業
23. 一般および産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生ならびに再生品の販売
24. ビルクリーニング業およびハウスクリーニング業
25. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
26. 音楽著作権の管理
27. 音楽著作物の利用の開発

- 28．録音物、録画物の原盤の企画、制作
- 29．音声、映像ソフトウェアの企画、制作および販売
- 30．楽譜の出版、販売
- 31．芸能実演家の育成および管理
- 32．コンサート・イベントの企画、制作、運営
- 33．テレビ、ラジオ、インターネット番組の企画、制作
- 34．キャラクター商品の企画、制作、販売
- 35．知的財産権(著作権・商標権・意匠権等)の実施、使用、利用許諾、媒介、維持および管理
- 36．音楽スタジオの経営ならびに管理
- 37．録音技術者の育成ならびに派遣
- 38．衣料品、繊維製品、服飾品の企画、製造
- 39．靴および履物、日用雑貨、スポーツ用品の企画、製造
- 40．装飾雑貨、貴金属、宝石、時計、眼鏡、光学機器の企画、製造
- 41．映画・コンサート等の各種チケットの販売
- 42．有価証券の投資および保有
- 43．石鹸、化粧品、香料、寝具、家具、インテリア小物、装身具、鞆、袋物、造花、化粧用具、傘、家庭用電気製品、玩具、人形、楽器、紙、文房具、ポストカード、クリスマスカード、書画、彫刻、写真、および喫煙用具の製造
- 44．前各号の各事業を営するフランチャイズチェーン店の加盟店募集ならびに加盟店の経営診断および指導
- 45．上記各号に関連または付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、80百万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という)することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条（基準日）

当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第三章 株主総会

第14条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の方法）

- 1．株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。
- 2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。

第19条（議決権の代理行使）

- 1．株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第20条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第四章 取締役および取締役会

第21条（員数）

- 1．当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
- 2．当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条（選任方法）

- 1．取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2．取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。
- 3．取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4．監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条（任期）

- 1．取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
- 4．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第24条（代表取締役および役付取締役）

- 1．取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。
- 2．取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役会の招集権者および議長）

- 1．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。

第27条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会の招集通知）

- 1．取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第29条（取締役会の決議方法）

- 1．取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。
- 2．当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第30条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第31条（取締役の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第32条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査等委員会**第33条（常勤の監査等委員の選任）**

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

- 1．監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第六章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

- 1．会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条（会計監査人の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第43条（剰余金の配当の基準日）

- 1．当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2．当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条（配当金の除斥期間等）

- 1．配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- 2．前項の金銭には利息を付けない。

附則

第1条（最初の事業年度）

第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から令和4年3月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

- 1．第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額3億円以内とする。
- 2．第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額3,000万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	ワンダー コーポレーション	H A P i N S	ジーンズメイト
株式移転比率	1	0.44	0.52

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、H A P i N Sの普通株式1株に対して当社の普通株式0.44株を、ジーンズメイトの普通株式1株に対して当社の普通株式0.52株を割当交付いたします(以下「本株式移転比率」といいます。)。なお、当社の単元株式数は100株となります。

本株式移転により、3社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、本株式移転比率は、本株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、3社で協議し、合意の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式：21,532,860株

上記は、ワンダーコーポレーションの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(7,559,184株)、H A P i N Sの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(15,000,000株)及びジーンズメイトの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(16,101,466株)を前提として算出しております。但し、本効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時においてそれぞれが保有する全ての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、ワンダーコーポレーションが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,916株、H A P i N Sが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式219,026株及びジーンズメイトが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,728,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、基準時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、本効力発生日以降、当社に対して以下の請求を行うことができます。

単元未満株式の買取請求(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

単元未満株式の売渡請求(1単元への買い増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款に定める予定の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を売り渡すことを請求することができます。

2. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 割当ての内容及び理由

3社はいずれもRIZAPグループの子会社であり、本株式移転は3社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、下記(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティンググループ株式会社(以下、「山田コンサルティング」といいます。)を、H A P i N Sは株式会社ストリーム(以下、「ストリーム」といいます。)を、ジーンズメイトはグローウィン・パートナーズ株式会社(以下、「グローウィン」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、ワンダーコーポレーションはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、H A P i N Sはモリソン・フォスター法律事務所を、ジーンズメイトはシティユーワ法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定しました。また、3社は、本株式移転に係る3社の意思決定に慎重を期し、また、3社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月下旬に、それぞれ特別委員会を設置し、本株式移転について検討するための体制を整備いたしました。

上記体制の下、3社は、3社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、それぞれの第三者算定機関による株式移転比率の分析・算定結果及びそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、3社が相互にそれぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、重要な局面におけるそれぞれの特別委員会からの意見・指示・要請等に基づいて慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率は妥当であり、それぞれの少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、2020年12月18日に開催された3社の取締役会において、本株式移転比率により本株式移転を行うことを決定し、合意いたしました。

(2) 算定機関との関係

ワンダーコーポレーションの第三者算定機関である山田コンサルティング、H A P i N Sの第三者算定機関であるストリーム及びジーンズメイトの第三者算定機関であるグローウィンは、いずれも3社及びRIZAPグループの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(3) 算定の基礎

本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティングを、H A P i N Sはストリームを、ジーンズメイトはグローウィンを第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

山田コンサルティングは、3社は東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)も併せて採用しております。各手法における株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。

なお、市場株価法については、2020年12月17日を算定基準日とし、東京証券取引所における3社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

以下の株式移転比率の算定レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、H A P i N Sの普通株式1株及びジーンズメイトの普通株式1株それぞれに対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算定手法	株式移転比率の算定結果		
	ワンダーコーポレーション	H A P i N S	ジーンズメイト
市場株価法	1	0.29～0.46	0.39～0.52
DCF法	1	0.19～0.73	0.19～0.55

山田コンサルティングは、DCF法における株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、3社及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルティングの株式移転比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、3社の各々の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、3社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田コンサルティングがDCF法による分析に用いたHAPiNSの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には2021年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり需要」とマッチした商品カテゴリー売上の増加、セール期における売価変更の抑制等により、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。

また、山田コンサルティングがDCF法による分析に用いたジーンズメイトの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、ECチーム人員増と社内組織体制変更、EC先行企業との協業による商品開発や、プロモーション手法の確立、WEB広告やアフィリエイト広告等の未対応だったプロモーション強化及び公式ECサイトのリプレイスによるECサイトでの売上の増加及び利益改善により、2022年3月期から2025年3月期にかけて、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。

ストリームは、ワンダーコーポレーション、HAPiNS及びジーンズメイトが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法も併せて採用いたしました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、HAPiNS又はジーンズメイトの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ	
	HAPiNS	ジーンズメイト
市場株価法	0.29～0.46	0.40～0.52
DCF法	0.06～0.60	0.07～0.57

なお、市場株価法では、2020年12月17日を算定基準日とし、東京証券取引所における3社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、ワンダーコーポレーションについては、ワンダーコーポレーションが作成した2021年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。HAPiNSについては、HAPiNSが作成した2021年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。ジーンズメイトについては、ジーンズメイトが作成した2021年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。

ストリームがDCF法による分析に用いたワンダーコーポレーションの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、ストリームがDCF法による分析に用いたHAPiNSの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、PB商品の好調による粗利益率改善等により、2021年3月期において、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

また、ストリームがDCF法による分析に用いたジーンズメイトの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、EC事業の拡大、オリジナル企画商品の拡充による粗利益率改善により、2022年3月期から2025年3月期にかけて、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

ストリームは、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、3社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。ストリームの株式移転比率の算定は、2020年12月17日現在までの情報及び経済条件を反映したもので、加えて、3社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、ストリームが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

グローウィンは、3社の普通株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、3社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法による算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、HAPiNSの普通株式1株及びジーンズメイトの普通株式1株それぞれに対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

市場株価法では、2020年12月17日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

採用手法	H A P i N S	ジーンズメイト
市場株価法	0.29 ~ 0.46	0.40 ~ 0.52
DCF法	0.25 ~ 0.50	0.32 ~ 0.54

グローウィンは、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、個別の各資産及び各負債の分析及び評価も含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

グローウィンがDCF法の前提としたワンダーコーポレーションの将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な減益が見込まれている事業年度があります。具体的には2021年3月期において、選定年制度実施に伴う退職金の計上により、対前年度比で当期純利益が大幅な減益となることを見込んでおります。

また、グローウィンがDCF法の前提としたHAPiNSの将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度があります。具体的には2021年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり需要」とマッチした商品カテゴリー売上の増加、セール期における売価変更の抑制等により、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

また、グローウィンがDCF法の前提としたジーンズメイトの将来の利益計画においては、2021年3月期の新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で当期純損失が大幅な赤字の縮小となることを見込んでおります。

(4) 上場廃止となる見込みとその事由及び当社の上場申請等

3社は、当社の株式について、東京証券取引所JASDAQ市場に新規上場(テクニカル上場)の申請を行うことを予定しており、上場日は、2021年4月1日を予定しております。また、3社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、3社の普通株式は2021年3月30日付で上場廃止となる予定ですが、当社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において3社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な当社の上場日及び3社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

(5) 公正性を担保するための措置

3社はいずれもRIZAPグループの子会社であり、本株式移転は3社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、3社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

本株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」、「(2) 算定機関との関係」及び「(3) 算定の基礎」に記載のとおり、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティングを、HAPiNSはストリームを、ジーンズメイトはグローウィンを第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。3社は、かかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、3社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式移転比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

独立した法律事務所からの助言

3社は、本株式移転に際して、3社から独立したリーガル・アドバイザーとして、ワンダーコーポレーションはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、HAPiNSはモリソン・フォースター法律事務所を、ジーンズメイトはシティユウワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、モリソン・フォースター法律事務所及びシティユウワ法律事務所は、3社及びRIZAPグループの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(6) 利益相反を回避するための措置

3社はいずれもRIZAPグループの子会社であり、本株式移転は3社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、3社は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

ワンダーコーポレーションにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ワンダーコーポレーションの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月22日、3社及び3社の親会社であるRIZAPグループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者である高橋明人氏(高橋・片山法律事務所、弁護士)、長谷川臣介氏(長谷川公認会計士事務所代表、公認会計士)及び木下政昭氏(A&M Iアドバイザーズファーム株式会社代表取締役、公認会計士)の3名から構成される特別委員会(以下、「ワンダーコーポレーション特別委員会」といいます。)を設置しました。ワンダーコーポレーション特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

ワンダーコーポレーションは、ワンダーコーポレーション特別委員会に対して、a．本株式移転の目的の合理性(本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するかを含む。)、b．本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。)、c．本株式移転の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、d．上記a．乃至c．その他の事項を踏まえ、ワンダーコーポレーションの取締役会が本株式移転の実施を決定することがワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益か否か、について諮問しました。

ワンダーコーポレーション特別委員会は、2020年10月30日から2020年12月17日までに合計7回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ワンダーコーポレーション特別委員会は、(a)RIZAPグループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b)ワンダーコーポレーションから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の企業価値に与える影響、本株式移転後の経営体制・方針、同社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(c)山田コンサルティングから3社の株式価値算定の結果及び株式移転比率についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d)アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式移転の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るワンダーコーポレーションの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに(e)本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて上記諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ワンダーコーポレーション特別委員会は、ワンダーコーポレーションから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与しております。

ワンダーコーポレーション特別委員会は、かかる経緯の下、諮問事項について総合的な検討を慎重に行った結果、2020年12月17日付で、ワンダーコーポレーション特別委員会の意見として、以下の旨の答申書を、ワンダーコーポレーションの取締役会に対して提出しております。

・本株式移転の目的の合理性(本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するかを含む。)

ワンダーコーポレーションから説明を受けた(a)本経営統合の目的及び必要性・背景事情、並びに(b)本株式移転を経て行われる本経営統合のメリットについて、特に上記1.「経営統合の目的及び理由」に記載の点に注目し、ワンダーコーポレーションの現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、同社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、同社における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること、ワンダーコーポレーションとRIZAPグループとの間で、また3社の間で、ワンダーコーポレーションの属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本経営統合の必要性及びメリットの検討を行っていること、ワンダーコーポレーション及びRIZAPグループから説明を受けたワンダーコーポレーションの今後の事業見通し及び成長見通し並びに本経営統合後に実施を検討している施策等について、ワンダーコーポレーションの事業内容及び経営状況を前提とした上で、RIZAPグループの経営方針をも踏まえたものといえ、いずれも不合理なものとは認められないことから、本株式移転の目的は合理的なものである(本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するものである)と考える。

・本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)

本株式移転は、上記1.「経営統合の目的及び理由」に記載の各事情のもとで本経営統合を目的とするものであるところ、本株式移転を経て当社を設立すること、また3社の株主に対して当社の株式を割り当てることは、いずれも当該目的に沿うものと考えられ、ワンダーコーポレーションが本経営統合において共同株式移転の手続を選択すること、またその対価を当社の株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられること、ワンダーコーポレーションにおいて、本経営統合の条件、とりわけ本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、本株式移転比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式移転比率に関する算定書を取得した上で、当該株式移転比率算定書を参考としていること、当該第三者算定機関作成の株式移転比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること、上記算定についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっているワンダーコーポレーションの事業計画の内容に関する同社及び第三者算定機関からワンダーコーポレーション特別委員会に対する説明を踏まえ、ワンダーコーポレーション特別委員会においても、ワンダーコーポレーションの事業計画の作成経緯及び同社の現状を把握したうえで、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること、あわせて、上記算定の前提となっているH A P i N S及びジーンズメイトの各事業計画についても、ワンダーコーポレーション及び第三者算定機関からワンダーコーポレーション特別委員会に対する説明等を踏まえて、合理的なものであると考えていること、これらを踏まえ、ワンダーコーポレーション特別委員会でも独自に検証を実施した上、当該第三者算定機関作成の株式移転比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないこと、また、当該株式移転比率算定書を基礎としてワンダーコーポレーションにおいても本経営統合の必要性及びメリット、同社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式移転比率の検討を行ってきたといえること、ワンダーコーポレーションにおいて、経験豊富なリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を起用し、本株式移転比率を含む本経営統合全般の条件交渉に関する助言を得ているといえること、本経営統合は会社法の定める株式移転の手続を経て行われる予定であるところ、株式移転を含む所定の組織再編に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主(いわゆる反対株主)は、当該株主が有する株式を公正な価格で買取ることを会社に対して請求する権利(すなわち株式買取請求権)が認められていること、この買取価格について、一定の期間内にワンダーコーポレーションとの間で協議が調わない場合には、当該株主(及びワンダーコーポレーション)は、公正な価格の決定を求めて裁判所に対して所定の申立てを行うことが可能であること、かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、ワンダーコーポレーションの少数株主(一般株主)においては、上記の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること、これらのワンダーコーポレーションにおける対応は、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する同社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものであると考えられること、以上の通り、今般ワンダーコーポレーションにて決議が予定されている本株式移転比率は、合理的な算定を踏まえて検討、決定、合意されたものといえ、本株式移転比率の妥当性が認められるものと考えられることから、本株式移転の条件(本株式移転の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)の公正性及び妥当性が確保されていると考える。

・本株式移転の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)

ワンダーコーポレーションは本経営統合への対応を検討するに当たり、ワンダーコーポレーションにおける検討及び意思決定の過程に対するH A P i N S及びジーンズメイト並びにRIZAPグループの影響を排除するべく、3社及びRIZAPグループのいずれからも独立したワンダーコーポレーション特別委員会を設置していること、ワンダーコーポレーションは、本経営統合への対応を検討するに当たり、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の公正性を確保すべく、本株式移転比率の算定を、3社及びRIZAPグループのいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルティングへ依頼した上で、株式移転比率算定書を取得していること、また山田コンサルティングの上記独立性に関しワンダーコーポレーション特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること、また本経営統合に関する法的助言を得るべく、3社及びRIZAPグループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関しワンダーコーポレーション特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること、本経営統合において、3社はいずれもRIZAPグループの子会社であり、本株式移転は3社にとって支配株主との重要な取引等に該当するものであることから、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、ワンダーコーポレーションにおいては、上記の体制のもと、本経営統合についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、ワンダーコーポレーションからH A P i N S及びジーンズメイト並びにRIZAPグループに対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたといえること、ワンダーコーポレーションを含む3社間の協議及び交渉の方針に関して、ワンダーコーポレーションからワンダーコーポレーション特別委員会に対して協議及び交渉方針等の説明が行われた上で、ワンダーコーポレーション特別委員会において確認された当該協議及び交渉方針の下に3社間での交渉が進められたこと、ワンダーコーポレーションを含む3社間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時にワンダーコーポレーション特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本株式移転比率に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえワンダーコーポレーション特別委員会からワンダーコーポレーションに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の交渉過程にワンダーコーポレーション特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること、その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、ワンダーコーポレーションにおいて全般的な検証を重ねた上で、3社間での複数回に及び協議を経て本株式移転比率に関して、今般取締役会決議が予定されている比率についての最終的な調整が進められたこと、その後、最終的にワンダーコーポレーションを含む3社間において本株式移転比率を含む本経営統合の条件について合意するに至り、ワンダーコーポレーションにおいて、当該合意された比率をもって、取締役会で決議を予定している本株式移転比率となったこと、RIZAPグループ並びにH A P i N S及びジーンズメイトの役員と兼務関係にあるワンダーコーポレーション取締役については、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、ワンダーコーポレーションにおける本経営統合の検討に加わっておらず、今後開催される本経営統合に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること、以上の通り、本経営統合の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じたワンダーコーポレーション株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、本株式移転において公正な手続を通じたワンダーコーポレーションの株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。

・上記 .乃至 .その他の事項を踏まえ、ワンダーコーポレーションの取締役会が本株式移転の実施を決定することがワンダーコーポレーションの少数株主に不利益か否か

上記 .乃至 .までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、ワンダーコーポレーション特別委員会において、本株式移転を含む本経営統合がワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従ってワンダーコーポレーション取締役会が本株式移転の実施を決定することはワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

ワンダーコーポレーションにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した2020年12月18日開催のワンダーコーポレーションの取締役会においては、ワンダーコーポレーションの取締役のうち、内藤雅義氏及び塩田徹氏はRIZAPグループの執行役員を、大塚一暁氏はジーンズメイトの取締役を、小島茂氏はH A P i N Sの取締役をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、()まず、取締役7名のうち、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏を除く取締役3名で審議し、その全員一致により決議を行った後、()取締役会の定足数を確保する観点から、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏を加えた取締役7名で改めて審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏は、ワンダーコーポレーションの立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加していません。

H A P i N Sにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

H A P i N Sの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月22日、3社及び3社の親会社であるRIZAPグループ並びにその子会社と利害関係を有しないH A P i N Sの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田中弘之氏、並びに3社及び3社の親会社であるRIZAPグループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者である小澤幹人氏(弁護士法人港国際法律事務所、弁護士)、及び前川健嗣氏(前川健嗣公認会計士事務所、公認会計士)の3名から構成される特別委員会(以下、「H A P i N S特別委員会」といいます。))を設置しました。H A P i N S特別委員会の委員は、設置当初から変更していません。

H A P i N Sは、H A P i N S特別委員会に対して、a.本株式移転の目的の合理性(本株式移転がH A P i N Sの企業価値の向上に資するかを含む。))に関する事項、b.本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。))に関する事項、c.本株式移転の手段の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。))に関する事項、d.上記a.乃至c.その他の事項を踏まえ、H A P i N Sの取締役会が本株式移転の実施を決定することがH A P i N Sの少数株主に不利益か否か、について諮問しました。

H A P i N S特別委員会は、2020年10月28日から2020年12月17日までに合計9回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、H A P i N S特別委員会は、(a)RIZAPグループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー、取引の実施方法として本株式移転を選択した理由、並びに本株式移転後の当社における経営体制及び経営方針等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b)H A P i N Sから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の事業又は企業価値に与える影響等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(c)ストリームから株式移転比率の算定の結果、株式移転比率の算定の前提とした3社の事業計画の内容、3社に係るデュー・デリジェンスの結果、及び株式移転比率の算定方法の採用理由等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d)モリソン・フォスター法律事務所から、本株式移転の手段面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るH A P i N Sの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに(e)本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、H A P i N S特別委員会は、H A P i N Sから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与してあります。

H A P i N S特別委員会は、かかる経緯の下、2020年12月17日付で、大要以下の通りの答申書を、H A P i N Sの取締役会に対して提出しております。

答申内容

- a. 本株式移転はH A P i N Sの企業価値の向上に資さないとする特段の事情はなく、本株式移転の目的は合理的なものであると考えられる。
- b. 本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。)は認められるものと考えられる。
- c. 本株式移転の手續の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)について、H A P i N Sの少数株主の利益に対する十分な配慮がなされた公正性担保措置が講じられており、公正でないとするべき特段の事情は認められないと考えられる。
- d. 上記a.乃至c.その他の事項を踏まえ、H A P i N Sの取締役会における本株式移転を実施することについての決定はH A P i N Sの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

答申理由

- a. 本株式移転の目的の合理性(本株式移転がH A P i N Sの企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

H A P i N S特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記 a.の答申内容を提出するに至った。

- ・ 3社は、RIZAPグループの「ライフスタイル」セグメントに属しているところ、()同事業領域において「顧客基盤及び店舗基盤の強化」、「共通機能(EC、出店、調達等)の統合による経営の効率化」、「事業間シナジー強化による新たな非対面事業の創出等を含む収益機会の拡大」といった3社共通する経営目標が存在し、それらについて3社が協力して実現が目指せるとの認識で一致した点、及び()国内小売市場は、消費者の購買行動の多様化をはじめ不透明な状況が続き、2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わって、重大な経営環境の変化に直面しているとの認識で一致している点について、特段不合理な点はない。
- ・ このような状況の下、3社及び親会社であるRIZAPグループにおいて、上記の3社共通の経営目標の実現に加えて、今後の経営基盤の安定のために、3社がそれぞれ持つ経営資源を集中し、従来のビジネスモデルの転換及び財務基盤・コスト競争力の抜本的な強化を行うことが急務であるとの認識に至ったことについても、特段不合理な点はない。
- ・ H A P i N Sを含む3社は上場会社として独立した立場から事業運営を行うべき立場にあるところ、3社の連携やシナジーの発揮については、3社それぞれの少数株主との間の利益相反の問題が伴うなど一定の限界があることは否定できず、大胆な経営資源の集中、ビジネスモデルの転換及び財務基盤・コスト競争力の抜本的な強化を十分に実現できる事業の運営体制にはないと認識について、これを否定する特段の事情は認められない。
- ・ そして、具体的には、(ア)高付加価値PB商品とEC化加速による増収施策への経営資源集中、(イ)成長市場への事業構造のシフト、(ウ)デジタルトランスフォーメーションの推進による顧客体験価値の最大化と差別化及び競争力の向上、(エ)スケールメリットの追求、共通機能統合・店舗の統廃合等によるコスト競争力の向上、(オ)新ブランド・新規事業の創出による新たな収益機会の拡大、(カ)財務体質の強化及び戦略分野への投資集中、(キ)上場会社の集約による上場維持コストの削減とガバナンス強化の各事項を狙いとして、3社のシナジーの最大化等のために3社が事業の運営体制を含めて経営統合を図ること、及びその経営統合にあたっては3社が培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、3社の事業の枠組みを保持しながら、経営資源を最適化し課題解決への推進力を発揮できる体制を目指していくためには3社による共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社の経営・事業戦略の下で機動的なグループ経営を推進していくべきとの判断に至ったことについて、特段不合理な点はない。

b. 本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)に関する事項について

H A P i N S 特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記 b. の答申内容を提出するに至った。

まず、本株式移転における株式移転比率については、以下の各事情を総合考慮して妥当であると判断した。

- ・ H A P i N S は、3社及びRIZAPグループから独立しており、株式価値の算定・分析業務について経験豊富なストリームに株式移転比率算定書(以下「ストリーム株式移転比率算定書」という。)の作成を依頼している。
 - ・ ストリーム株式移転比率算定書におけるDCF法による算定の前提とされている3社の事業計画の作成目的、作成手続及び内容について、特に不合理な点は認められない。
 - ・ ストリーム株式移転比率算定書において採用された算定手法及び当該算定手法を用いた算定内容について特に不合理な点は認められず、ストリーム株式移転比率算定書の算定結果は信用できるものと判断されるところ、ワンダーコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、H A P i N S の普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数は0.44株であり、かかる数値は、ストリーム株式移転比率算定書における市場株価法による算定結果の上限値に近く、DCF法による算定結果のレンジの中央値を大きく上回るものである。
- そして、本株式移転の実施方法や対価の種類)の妥当性については、以下の各事情を総合考慮して妥当であると判断した。
- ・ 上記 a . 記載のとおり3社はRIZAPグループの「ライフスタイル」という同一のセグメントに属しているところ、3社が培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、3社の事業の枠組みを保持しながらも、経営資源を最適化・事業シナジーを最大化できる体制を目指していくために、当社を新設する3社による共同株式移転という方法を選択したことについて、妥当性を否定すべき特段の事情はない。
 - ・ また、H A P i N S の普通株式の対価としてH A P i N S の少数株主が取得するのは、当社の普通株式であるところ、当社の普通株式については、東京証券取引所JASDAQ市場に新規上場(テクニカル上場)の申請を行うことを予定しており、その流動性が確保されていると評価できることに加え、本株式移転による3社の企業価値増大の利益を引き続き享受できる地位にあると評価できることから、対価の種類についても妥当性を否定すべき特段の事情はない。

c. 本株式移転の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

H A P i N S 特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記 c. の答申内容を提出するに至った。

- ・ H A P i N S は、本株式移転に際し、3社及びRIZAPグループから独立した第三者算定機関としてストリームを選定し、株式移転比率の算定を依頼し、ストリーム株式移転比率算定書を取得した。
- ・ H A P i N S は、本株式移転に際して、3社及びRIZAPグループから独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選定し、本株式移転の手続面における公正性を担保する観点から法的助言を受けている。
- ・ H A P i N S は、本株式移転に係るH A P i N S の意思決定に慎重を期し、また、H A P i N S の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、H A P i N S の取締役会において本株式移転を行う旨の決定をすることがH A P i N S の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、3社及びRIZAPグループから独立したH A P i N S 特別委員会を設置し、H A P i N S 特別委員会に必要な権限を付与した上で、答申書を取得している。

- ・ H A P i N S の取締役会は、H A P i N S の取締役会における本株式移転に関する意思決定については、ストリーム株式移転比率算定書の内容及びモリソン・フォースター法律事務所によるアドバイスを踏まえつつ、H A P i N S 特別委員会の意見を最大限尊重して行うこととしている。
- ・ 本株式移転に関する議案を決議する予定のH A P i N S の取締役会においては、H A P i N S 取締役のうち、高橋究氏はワンダーコーポレーションの従業員を、小島茂氏はワンダーコーポレーションの取締役を、村瀬功氏はRIZAPグループの従業員をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、H A P i N S の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、上記3名を除いた取締役4名で審議し、その全員一致により決議を行う予定である。なお、利益相反を回避する観点から、上記3名は、H A P i N S の立場において本経営統合に係る協議及び交渉にも参加していない。

d . 上記 a . 乃至 c . その他の事項を踏まえ、H A P i N S の取締役会が本株式移転の実施を決定することがH A P i N S の少数株主に不利益か否か

H A P i N S 特別委員会は、上記 a . 乃至 c . のとおり、本株式移転はH A P i N S の企業価値向上に資しないとすの特段の事情はなく、本株式移転の目的は合理的なものであり、本株式移転の取引条件の妥当性(本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)は認められるべきものであり、本株式移転の手の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)について、H A P i N S の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされた公正性担保措置が講じられており、公正でないとすべき特段の事情は認められないと考えられるため、上記 d . の答申内容を提出するに至った。

H A P i N S における利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した2020年12月18日開催のH A P i N S の取締役会においては、H A P i N S の取締役のうち、高橋究氏はワンダーコーポレーションの従業員を、小島茂氏はワンダーコーポレーションの取締役を、村瀬功氏はRIZAPグループの従業員をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、H A P i N S の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、高橋究氏、小島茂氏、村瀬功氏を除いた取締役4名で審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、高橋究氏、小島茂氏及び村瀬功氏は、H A P i N S の立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加しておりません。

ジーンズメイトにおける利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

ジーンズメイトの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月22日、3社及び3社の親会社であるRIZAPグループ並びにその子会社と利害関係を有しないジーンズメイトの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である根本真孝氏、並びに3社及び3社の親会社であるRIZAPグループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者である山下聖志氏(山下総合法律事務所、弁護士)、及び須田雅秋氏(須田公認会計士事務所代表、公認会計士)の3名から構成される特別委員会(以下、「ジーンズメイト特別委員会」といいます。)を設置しました。ジーンズメイト特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

ジーンズメイトは、ジーンズメイト特別委員会に対して、a . 本株式移転の目的の正当性・合理性(本株式移転による当社の企業価値の向上を含む。)、b . 本株式移転の条件の公正性(株式移転比率の妥当性を含む。)、c . 本株式移転に係る手の公正性、d . 本株式移転が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、について諮問しました。

ジーンズメイト特別委員会は、2020年10月26日から2020年12月17日までに合計7回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ジーンズメイト特別委員会は、(a)RIZAPグループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b)ジーンズメイトから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の企業価値に与える影響、本株式移転後の経営体制・方針、同社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(c)グローウィンから3社の株式価値算定の結果及び株式移転比率についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d)シティニューワ法律事務所から、本株式移転の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るジーンズメイトの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに(e)本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて上記諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ジーンズメイト特別委員会は、ジーンズメイトから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与しております。

ジーンズメイト特別委員会は、かかる経緯の下、2020年12月17日付で、以下の旨を内容とする答申書を、ジーンズメイトの取締役会に対して提出しております。

() ジーンズメイト及びRIZAPグループへのヒアリング等によれば、ジーンズメイトについて、アパレル業界全体として厳しい事業環境にある中で、足元の状況においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けた実店舗における対面販売方式に対する制約やインバウンド需要の一時的な消滅により、業績は低調に推移する状況がみられるとのことである。そのため、ECサイトを利用した非対面事業への転換や、高付加価値PB商品の拡充、仕入・物流等の効率化(コストの削減)などを進める必要があるものの、ジーンズメイト単独の取り組みには自ずと限界があり、また、本株式移転の当事者が独立した上場会社との立場では一体的な構造改革を迅速に推進することは困難とのことである。

このような中、(a)ジーンズメイトは、本株式移転の実施後において、高付加価値PB商品とEC化加速による増収施策への経営資源集中、成長市場への事業構造のシフト、顧客体験価値の最大化と差別化・競争力向上の為にデジタルトランスフォーメーションの推進、スケールメリットの追求、共通機能統合・店舗の統廃合等によるコスト競争力の向上、新ブランド・新規事業の創出による新たな収益機会の拡大、戦略分野への投資集中、上場会社の集約による上場維持コストの削減とガバナンス強化といった各施策の実施を想定しているところ、これらの施策は、ジーンズメイトの経営課題の解決に資する取組みといえ、ジーンズメイトの中長期的な企業価値の向上のために積極的に推進していくべき施策であるものと考えられる。(b)他方、非上場化に伴い、今後の資金調達への影響、取引先に対する信用力の低下、今後の人材採用への影響などが懸念されるが、ジーンズメイト及びRIZAPグループへのヒアリング等によれば、いずれについてもその影響は限定的とのことであり、その説明内容には特段不合理な点は認められない。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転は、ジーンズメイトの企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

- () 本株式移転の手続については、(a)支配株主であるRIZAPグループ及び本株式移転の当事者によるジーンズメイトの意思決定過程への影響を排除するため、RIZAPグループ、ワンダーコーポレーション及びH A P I N S並びに本株式移転の成否からの独立性を有する委員(ジーンズメイトの社外取締役1名、社外有識者2名の計3名)で構成される特別委員会が設置され、社外取締役の委員が委員長に選定されたほか、(b)特別委員会において、ジーンズメイトが選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認し、必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認した上で、第三者算定機関からは、株式移転比率の算定結果に関する説明を受け、リーガル・アドバイザーからは、本株式移転の手続等に係る法的助言を受けるとともに、(c)本株式移転に関する交渉過程への関与方針として、本株式移転に関する交渉自体はジーンズメイトの社内者やアドバイザーが行うことを想定しているが、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することを確認するなど、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られ、(d)その上で、本株式移転比率について、ジーンズメイトの第三者算定機関による株式移転比率の算定結果の説明及び質疑応答を踏まえた検討を行い、本株式移転比率は、一定の合理的な水準にあると考えられ、独立した法律事務所からの法的助言や、独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書を取得していること、RIZAPグループ及び本株式移転の当事者による本株式移転に係る開示書類において、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当と認められる情報が開示される予定であること、ジーンズメイトの取締役会において、利益相反回避の観点から、ジーンズメイト以外の本株式移転の当事者及びRIZAPグループの役員を兼任する取締役を審議及び決議から排除していること等の諸般の事情を総合的に考慮すると、少数株主の利益を図る観点から本株式移転の条件の公正性を担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転に係る交渉過程及び意思決定に至る手続においては、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正さを担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

- () 本株式移転における株式移転比率は、ジーンズメイトが選任した第三者算定機関による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの範囲内であり、加えて、DCF法の算定レンジの範囲内であることから、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると認められること等の諸般の事情を総合的に考慮すると、本株式移転の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

- () 上記()から()を踏まえると、本株式移転の決定は、ジーンズメイトの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

ジーンズメイトにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した2020年12月18日開催のジーンズメイトの取締役会においては、ジーンズメイトの取締役のうち、鎌谷賢之氏はRIZAPグループの取締役を、丸山滋氏はRIZAPグループの従業員を、村瀬伸行氏はワンダーコーポレーションの執行役員を、大塚一暎氏はワンダーコーポレーションの取締役をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、()まず、取締役7名のうち、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暎氏を除く取締役3名で審議し、その全員一致により決議を行った後、()取締役会の定足数を確保する観点から、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暎氏を加えた取締役7名で改めて審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暎氏は、ジーンズメイトの立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 単元未満株式を有する株主の権利

3社の定款においては、各社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを各社に請求すること(いわゆる単元未満株式の買増請求)ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

(2) 剰余金の配当等

H A P i N S及びジーンズメイトの定款においては、剰余金の配当につき、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができることとされておりますが、当社の定款においては、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の規定があります。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

ワンダーコーポレーション、H A P i N S、又はジーンズメイトの株主が、その有するワンダーコーポレーションの普通株式、H A P i N Sの普通株式、又はジーンズメイトの普通株式につき、ワンダーコーポレーション、H A P i N S、又はジーンズメイトに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年2月18日に各々開催予定の3社の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれワンダーコーポレーション、H A P i N S、又はジーンズメイトに対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、ワンダーコーポレーション、H A P i N S、又はジーンズメイトが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ワンダーコーポレーション

議決権の行使の方法としては、2021年2月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ワンダーコーポレーションの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ワンダーコーポレーションに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年2月17日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ワンダーコーポレーションに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会の日から3日前までに、ワンダーコーポレーションに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、ワンダーコーポレーションは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

H A P i N S

議決権の行使の方法としては、2021年2月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法がありません(なお、株主は、H A P i N Sの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、H A P i N Sに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年2月17日午後6時20分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、H A P i N Sに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会の日の3日前までに、H A P i N Sに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、H A P i N Sは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

ジーンズメイト

議決権の行使の方法としては、2021年2月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法がありません(なお、株主は、ジーンズメイトの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ジーンズメイトに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年2月17日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ジーンズメイトに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会の日の3日前までに、ジーンズメイトに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、ジーンズメイトは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における3社の株主に割り当てられます。

株主は、自己のワンダーコーポレーション、H A P i N S、又はジーンズメイトの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3社は、新株予約権を発行しておりません。また、3社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

8 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びにワンダーコーポレーションにおいてはHAP i N S及びジーンズメイトの、HAP i N Sにおいてはワンダーコーポレーション及びジーンズメイトの、ジーンズメイトにおいてはワンダーコーポレーション及びHAP i N Sの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、及びジーンズメイトの本店に2021年2月3日よりそれぞれ備え置くこととされています。その他に、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を及ぼす事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、2020年12月18日開催の3社の取締役会において承認された本株式移転計画書であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画書において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトの2020年3月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトの2020年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。

これらの書類は、3社の各本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 から に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を掲載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画書承認取締役会(3社)	2020年12月18日
臨時株主総会基準日公告	2020年12月19日
臨時株主総会基準日(3社)	2021年1月14日
本株式移転計画書承認臨時株主総会(3社)	2021年2月18日(予定)
最終売買日(3社)	2021年3月29日(予定)
上場廃止日(3社)	2021年3月30日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2021年4月1日(予定)
当社の普通株式の上場	

但し、今後手続を進める中で、3社による協議の上、日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトの株主が、その有するワンダーコーポレーションの普通株式、HAP i N Sの普通株式、又はジーンズメイトの普通株式につき、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトに対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、ワンダーコーポレーション、HAP i N S、又はジーンズメイトが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

3社は、新株予約権を発行しておりません。また、3社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2 【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、ワンダーコーポレーションの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」、H A P i N Sの最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常損失」及び「当期純損失」、並びにジーンズメイトの最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純損失」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	77,301,763
経常利益(千円)	1,315,736
当期純利益(千円)	671,188

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる3社の主要な経営指標等は、それぞれ次のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	78,462,965	74,196,034	73,139,625	72,117,200	61,207,912
経常利益又は経常損失() (千円)	452,532	278,758	475,562	451,822	1,306,056
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	765,761	1,124,820	448,015	5,159,188	978,570
包括利益 (千円)	1,482,356	1,058,187	286,390	5,375,462	1,012,106
純資産額 (千円)	11,256,555	10,055,036	9,712,151	5,988,174	7,000,070
総資産額 (千円)	37,636,533	35,643,004	34,733,910	29,888,350	27,248,133
1株当たり純資産額 (円)	1,945.49	1,727.37	1,657.32	757.59	881.95
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	146.11	201.65	80.33	695.84	129.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	28.8	27.0	26.6	19.2	24.5
自己資本利益率 (%)					15.8
株価収益率 (倍)					3.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,550,573	338,891	2,983,346	1,735,963	404,602
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,131,929	12,027	290,341	723,351	139,866
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	153,177	370,618	1,154,814	598,662	1,838,740
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,689,462	3,386,944	4,925,133	5,339,083	4,044,812
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	848〔2,829〕	825〔2,865〕	820〔2,862〕	771〔2,634〕	750〔2,442〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の〔外書〕は、パート・アルバイトの年間平均雇用人員であります。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 2018年5月24日開催の第30期定時株主総会決議により、決算期を2月末日から3月31日に変更いたしました。したがって、第31期は2018年3月1日から2019年3月31日の13ヶ月間となっております。

5 第31期より表示方法の変更を行っております。第30期の連結経営指標等についても組替えて記載しております。

6 第28期、第29期、第30期及び第31期の自己資本利益率及び株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

H A P i N S

主要な経営指標等の推移

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2016年 2 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	10,934,339	10,215,379	8,778,000	9,706,244	8,324,337
経常利益又は経常損失() (千円)	59,523	622,552	127,587	64,648	25,727
当期純利益又は当期純損失() (千円)	142,545	849,222	29,427	57,520	341,958
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	369,266	938,471	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	5,270,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
純資産額 (千円)	475,106	763,659	785,653	728,027	385,819
総資産額 (千円)	4,955,912	4,531,969	5,382,265	5,905,912	4,621,465
1株当たり純資産額 (円)	94.06	51.66	53.15	49.25	26.10
1株当たり配当額 (円)					
(内 1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	28.22	66.89	1.99	3.89	23.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	9.6	16.9	14.6	12.3	8.3
自己資本利益率 (%)			3.8		
株価収益率 (倍)			290.3		
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	320,055	429,972	220,127	341,395	119,589
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,107	251,770	548,334	531,164	99,911
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	290,861	754,136	436,935	198,983	349,778
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,032,671	1,105,064	773,538	782,753	452,652
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	201 (577)	184 (546)	169 (510)	149 (553)	137 (518)
株主総利回り (比較指標：JASDAQ INDEXスタンダード) (%)	84.6 (96.1)	88.0 (124.7)	177.9 (165.0)	69.2 (143.9)	40.6 (126.4)
最高株価 (円)	405	537	985	675	384
最低株価 (円)	273	250	271	157	122

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3 第48期、第49期、第51期及び第52期については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第50期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 2016年 8 月 5 日開催の臨時株主総会決議により、決算期を 2 月末日から 3 月31日に変更しました。従って、第49期は2016年 3 月 1 日から2017年 3 月31日の13ヶ月間となっております。
5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

ジーンズメイト

主要な経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	9,308,178	9,195,344	9,727,151	8,579,548	7,769,514
経常利益又は経常損失() (千円)	629,293	800,580	591,738	105,056	35,407
当期純利益又は当期純損失() (千円)	546,841	1,204,522	789,511	19,968	37,919
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	2,015,812	2,338,387	2,338,387	2,338,387	2,338,387
発行済株式総数 (株)	12,651,466	16,101,466	16,101,466	16,101,466	16,101,466
純資産額 (千円)	4,746,321	4,186,672	3,396,164	3,416,034	3,378,075
総資産額 (千円)	5,958,762	5,617,889	4,932,237	4,722,940	4,307,790
1株当たり純資産額 (円)	434.46	291.26	236.28	237.67	235.03
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	50.05	110.16	54.93	1.39	2.64
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	79.7	74.5	68.9	72.3	78.4
自己資本利益率 (%)	10.89	26.97	20.82	0.59	1.12
株価収益率 (倍)	3.30	2.35	15.26	295.83	86.42
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	864,103	486,439	955,111	229,699	185,468
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	553,880	245,998	295,721	679,927	109,565
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	286	639,093	43,213	45,625	43,810
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,336,416	1,240,679	538,365	1,402,352	1,063,432
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	112 (552)	121 (523)	103 (463)	104 (375)	118 (346)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	87.8 (1,801.7)	107.5 (2,205.8)	122.9 (2,522.3)	116.7 (2,395.2)	105.6 (2,167.6)
最高株価 (円)	369	361	1,515	967	437
最低株価 (円)	158	155	226	271	192

(注) 1 ジーンズメイトは連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2 売上高に消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員であり、グループ会社への出向者(1名)を含んでおりません。

5 2017年5月18日開催の第57期定時株主総会決議により、決算期を2月20日から3月31日に変更しました。従って、第58期は2017年2月21日から2018年3月31日の13ヶ月11日間となっております。

6 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 【沿革】

2020年12月18日 3社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、各社取締役会において決議の上、共同して「株式移転計画書」を作成いたしました。

2021年2月18日 3社は、それぞれの臨時株主総会において、3社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。

2021年4月1日 3社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ市場に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる3社の沿革につきましては、各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日提出、HAPINSにおいては2020年7月31日提出、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、グループ内傘下子会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務を行う予定です。

また、完全子会社となる3社の事業の内容につきましては、以下のとおりであります。

(1) ワンダーコーポレーション

ワンダーコーポレーショングループは、ワンダーコーポレーション及び子会社4社で構成されております。

ワンダーコーポレーショングループは、ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフトを中心としたエンタテインメント商品、書籍、携帯電話、化粧品、レンタル及びこれらに関連する商品の販売店の直営並びにFC事業を主たる業務としております。その他、Eコマース事業等を営んでおります。

(1) WonderG00事業ワンダーコーポレーションは、ゲームソフト、映像ソフト、音楽ソフト、書籍、化粧品、携帯電話等の小売販売及びレンタル、また、それら商品の一部をFCへ卸売を行っております。株式会社ワンダーネットは、携帯電話及びこれらに関連する商品の小売販売を行っております。

(2) WonderREX事業

ワンダーコーポレーションは、ブランド品、貴金属、衣料、服飾雑貨、オーディオ・家電等のリユース商品の買取・販売を行っております。

(3) TSUTAYA事業

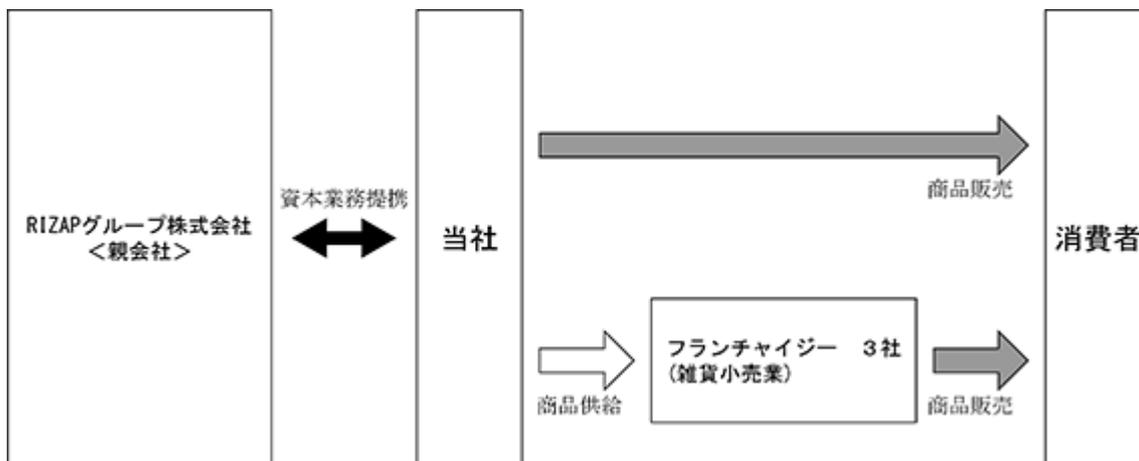
株式会社VidawayのTSUTAYA事業は、ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフト・雑誌の販売及び映像ソフト・音楽ソフトのレンタルを行っております。

(4) 新星堂事業ワンダーコーポレーションは、CD等の音楽ソフト類、DVD等の映像ソフト類及び書籍全般及び文房具の販売を行っております。

(5) その他事業ワンダーコーポレーションは、不動産の賃貸借等を行っております。株式会社テトラフィットは、フィットネス事業を行っております。株式会社Tポイントパートナーズつくばは、Tポイント加盟店等獲得業を行っております。

(2) H A P i N S

H A P i N Sグループ(H A P i N S及びH A P i N Sの関係会社)は、H A P i N Sと親会社(RIZAPグループ)によって構成されており、インテリア小物雑貨及び生活雑貨の販売を主たる事業としております。またH A P i N Sとフランチャイズ契約を結んだフランチャイジー3社に商品供給をしており、同時に販売の指導や情報の提供を行っております。



(3) ジーンズメイト

ジーンズメイトはカジュアルウェアや雑貨等を販売する専門店チェーンであります。

2020年3月31日現在で、「JEANS MATE」業態68店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態15店舗、「Happy Door」業態1店舗の計84店舗を展開しております。

主たる出店業態は、駅周辺や繁華街等の集客力のある商業集積地へのビルイン出店から、ショッピングセンター内テナント出店へ移行しつつあります。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる3社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる3社の2020年3月31日現在における従業員の状況につきましては、以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
WonderG00事業	189 〔992〕
WonderREX事業	164 〔413〕
TSUTAYA事業	170 〔579〕
新星堂事業	49 〔371〕
全社(共通)	178 〔87〕
合計	750 〔2,442〕

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3 全社(共通)には管理部門の従業員の他、その他事業の従業員11人(臨時従業員50人)が含まれています。

H A P i N S

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
	137(518)
合計	137(518)

- (注) 1 従業員数は、他社からH A P i N Sへの出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3 H A P i N Sは、インテリア雑貨販売事業の単一セグメントであるため、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載しておりません。

ジーンズメイト

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
	118(346)
合計	118(346)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、グループ会社への出向者(1名)を含んでおりません。
 2 契約社員及びパート社員数は()内に1人1ヶ月172.0時間換算による年間の平均人数を外数で記載しております。
 3 ジーンズメイトの報告セグメントは、衣料品販売事業の単一事業であるため、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる3社のそれぞれの労働組合の状況につきましては、以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

ワンダーコーポレーションには2000年10月17日に結成されたワンダーユニオンと、1984年3月1日結成された新星堂ユニオンがあり、UAゼンセン同盟流通部会に加盟しております。2020年3月31日現在の組合員数は694名であります。

連結子会社には労働組合はありません。

なお、労使関係については円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

H A P i N S

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 名称 | パスポートハッピーユニオン |
| 2 結成年月日 | 1999年11月9日 |
| 3 組合員数 | 558名 |
| 4 所属上部団体名 | UAゼンセン流通部門 |
| 5 労使関係 | 組合結成以来、円滑な労使関係を維持しており、特記すべき事項はありません。 |

ジーンズメイト

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる3社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の概要につきましては各社が関東財務局に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により3社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における各当事会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。各当事会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)、(3)及び(4)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2021年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を3社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で本株式移転計画書の承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画書の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) ワンダーコーポレーションの事業等のリスク

ワンダーコーポレーショングループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

業績の変動要因について

ワンダーコーポレーショングループの取扱商品は、ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍等の嗜好商品を取り扱っていることから、ヒット商品の有無、流行、顧客の嗜好、消費動向等の変化により、ワンダーコーポレーショングループ業績が左右される可能性があります。また、昨今は、ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、携帯電話等を取り扱う店舗が集約され、競争が激化しております。

ワンダーコーポレーショングループは常にエンタテインメントをコンセプトとした商品の提供を心掛けており、将来的には取扱商品が増える、もしくは変更となる可能性があります。現在及び将来にわたって、販売競争が激化し、ワンダーコーポレーショングループの市場シェアの低下や価格競争による販売価格が下落した場合には、ワンダーコーポレーショングループ業績に影響を与える可能性があります。

ワンダーコーポレーションは、当該状況を解消すべく、ワンダーコーポレーショングループの様々な商材やサービスを生かした「高収益ハイブリッド型店舗への転換」を進め、既存店舗における売場効率が悪化したアイテムを縮小・撤退し、収益力の高い商品・サービスの導入を推進しております。

中古品の仕入について

ワンダーコーポレーショングループの店舗で取り扱う中古品の仕入については、その殆どを店舗における一般顧客からの「買取り」という方法で行っております。したがって、商品仕入(買取り)の量と質の確保が業績に影響を与える可能性があります。ワンダーコーポレーショングループは商品確保のため破損商品や汚れのひどい商品を除き基本的に全品買取りを行っております。また、買取価格については、ワンダーコーポレーションにて市場価格を分析し、オンラインにより店舗POSレジへ、商品毎の買取価格データが適時配信されております。しかしながら、新品商品市場の動向や競合先の出店動向等により商品の仕入状況に影響を及ぼす可能性があり、必ずしも将来にわたって質量ともに中古品を安定的に確保出来る訳ではありません。中古品の仕入状況によっては商品不足による販売機会損失が生じ、ワンダーコーポレーショングループ業績に影響を与える可能性があります。

ワンダーコーポレーションは、当該状況を解消すべく、自社ECサイトの運営開始、出張買取の強化、新規買取専門店の出店を行っております。

特有の取引慣行(受取りバート)について

ワンダーコーポレーショングループで販売している商品のうち、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、携帯電話については各仕入先との契約により仕入金額に対して受取りバートを収受しております。したがって、今後仕入金額の減少や、取引条件の変更が生じた場合には、ワンダーコーポレーショングループの業績に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合には、ワンダーコーポレーショングループの受取りバートが減少し、売上原価の増加となる可能性があります。

出店政策について

() 出店方針について

ワンダーコーポレーショングループは、2020年3月31日現在、ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、レンタルを柱としたエンタテインメント複合専門店「WonderG00」、総合リユース専門店「WonderREX」、「TSUTAYA」、「新星堂」の多店舗展開を行っており、その他ドコモショップを営業しております。出店に際しては、事前立地調査に基づく商圈調査等を行っておりますが、既存の同業者、新規参入業者及び自社店舗との競合により、これらの条件を満たす立地を確保出来ない等により計画通りの出店が出来ない場合、ワンダーコーポレーションの業績に影響を与える可能性があります。

なお、今後の店舗収支の悪化等により、スクラップ&ビルド及び減損損失が発生し、ワンダーコーポレーショングループの業績に影響を与える可能性があります。

() 敷金及び保証金について

ワンダーコーポレーショングループは、2020年3月31日現在、建物賃貸借契約により賃貸人に差し入れている敷金及び保証金が4,492百万円(一年以内回収予定の敷金及び保証金213百万円含む)があります。賃貸人の財政状況が悪化し、敷金及び保証金の返還が不能になったときは、賃料との相殺が出来ない範囲において、ワンダーコーポレーショングループに損失が発生する可能性があります。

法的規制について

() 出店に関する規制等について

ワンダーコーポレーショングループの新規出店及び既存店舗の増床については、「大規模小売店舗立地法」(以下「大店立地法」といいます。)により規制を受けております。大店立地法の概要は、売場面積1,000㎡を超える店舗を新規出店する場合及び既存店の増床により売場面積が1,000㎡を超える店舗になる場合に規制の対象となり、都道府県又は政令指定都市が、地域社会に対する環境問題を調整することに重点を置き、騒音、交通渋滞、ゴミ処理問題等、出店地域の近隣住民に対する生活環境を守る立場から一定の審査を行うというものです。したがって、ワンダーコーポレーションの今後の出店計画は、地域環境を考慮した店舗構造、運営方法により、出店地域の近隣住民、自治体との調整を図りながら出店を展開して行く方針です。自治体との協議の結果によっては施設の設計変更による計画の遅れ、環境対策のための追加費用が発生する可能性があります。

() 古物営業法について

ワンダーコーポレーショングループの取り扱う中古品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、同法による規制を受けております。同法の監督官庁は、各店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会であり、同法及び関連法令による規制の要旨は次のとおりであります。

ア 古物の売買又は交換を行う営業を営む場合には、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。(同法第3条)

イ 古物の買取金額が1万円以上の場合及び中古ゲームソフト・パソコンソフトの買取を行う場合には、相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る)の交付を受けなければならない。(同法第15条)

ウ 取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢などを帳簿等に記載し、3年間営業所に備え付けておかなければならない。(同法第16条、第18条)

なお、同法に関する規制により、買取った商品が盗品と判明した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされております。ワンダーコーポレーショングループでは、古物営業法遵守の観点から古物台帳の記入や買取時の身分確認など古物営業法に準拠した買取及び台帳の保管を行っており、盗品買取が判明した場合は被害者に対する無償回復に適法に対応出来る体制を敷いております。ワンダーコーポレーショングループにおいてはこれまで、当該規制によって著しい損害が発生したという事実はありませんが、法的規制への対応状況が事業運営面に与える影響に鑑み、法令遵守体制の確立・維持を今後もワンダーコーポレーショングループの課題として取り組んでまいります。

() 再販価格維持制度について

ワンダーコーポレーショングループの取扱商品のうち、音楽用ソフト及び書籍は、新品として販売される段階では「再販価格維持制度」(以下「再販制度」といいます。)の適用を受けております。再販制度とはメーカーが卸・小売価格を制定しこれを販売者に遵守させる制度です。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ではその総則において、事業者が他の事業者と共同して対価を決定することを禁じておりますが、同法第6章の適用除外においてこの例外を認めており、その一つが第6章第23条の再販制度であります。再販制度は順次見直し作業が進められておりますが、2001年3月時点では著作物再販制度を廃止することは行わず存置するとの意向が公正取引委員会より示されました。ワンダーコーポレーショングループといたしましては、再販制度廃止を大きなビジネスチャンスと捉え、業容拡大をもってそうした変化に対応して行きたいと考えておりますが、当該制度の見直しにおける方向性は現段階では予測困難であります。

() 個人情報保護法について

ワンダーコーポレーショングループは、販売促進活動の一環として、お客様の個人情報を取得し利用しております。一方、2005年4月1日に全面施行された「個人情報保護法」は、ワンダーコーポレーショングループのビジネスにも影響があると考えられます。その管理については、顧客データはワンダーコーポレーションの中核となる重要な財産であり、個人情報の漏洩は会社存続に重要な影響を与えるものと認識し、社会信用を高め、お客様に対し安全・安心を約束すべく、取扱いには十分留意しております。しかし、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、ワンダーコーポレーショングループへの損害賠償請求や信用の低下等により、ワンダーコーポレーショングループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

ワンダーコーポレーションは、法的規制に対してコンプライアンス委員会を設置しており、リスク管理に関する情報の共有化や施策の充実を図る等、連結ベースでのリスク管理体制の整備も進めております。

借入金依存度が高いことについて

2020年3月期末における社債を含めた借入金残高は10,691百万円となり2019年3月期末に比べ1,400百万円減少し、負債純資産合計に占める借入金残高の比率は39.2%となりました。また、売上高に対する支払利息の比率は0.2%であり、今後の金利情勢等の変化によりましては、ワンダーコーポレーショングループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ワンダーコーポレーションは、当該状況を解消すべく、資金調達コストの低減に努める一方、設備投資に対応する借入の大部分については、長期調達とし過度に金利変動リスクに晒されないようにしております。

商品在庫リスク

ワンダーコーポレーショングループでは、お客様のニーズにあった新規商材を調達し、データを分析し、適切な販売価格や在庫量の調整をするなどの施策を継続して実施することで、在庫回転期間の短縮や在庫残高の減少に努めております。しかし、ワンダーコーポレーショングループの品揃えがお客様のニーズの変化に十分対応できなかった場合には、所有する商品が売れ残り、陳腐化が進むことで、商品在庫の価値低下を免れません。万が一返品率を超過した場合に返品が不能となるため、処分のために損失が発生する可能性があり、ワンダーコーポレーショングループにおける今後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症について

世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ワンダーコーポレーショングループにおいても、事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じております。

この対策として、従業員やお客様、地域の安心・安全を第一に、次のような対策により感染予防に取り組んでおります。

- ・安全衛生の徹底(マスク着用、検温、手指のアルコール消毒等)
- ・店舗営業時間の短縮
- ・本社勤務者による在宅勤務の推進
- ・Web会議等の活用
- ・不要不急の出張・外出の禁止

今後も動向を注視しながら対策を講じてまいります。さらなる感染拡大等、想定を超えるような事態が発生する場合には、ワンダーコーポレーショングループの財政状態や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) H A P i N Sの事業等のリスク

H A P i N Sの事業等のリスクについては、一般に流通小売業に共通するリスクであり、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があるか否かを問わず、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

商品の生産体制について

H A P i N Sの取扱商品の多くは、中国、インド、台湾などの諸外国で生産しております。H A P i N Sのオリジナル商品は直輸入品(売上高の約4割を占める)として海外にて生産をしており、残りは国内外300社を超える製造業者から仕入れ(売上高の約6割を占める)をしております。

海外での政治や経済情勢の悪化や、貿易・外貨規制、法令・税制の改革、治安悪化、紛争テロ、戦争、災害等の発生が発生した場合、商品の生産及び輸送に支障をきたす可能性があります。商品の生産及び輸送に問題が発生した場合、商品不足による販売機会損失が発生し、H A P i N Sの業績に影響を与える可能性があります。

H A P i N Sは、当該リスクを解消すべく直輸入品の生産拠点、生産工場の分散化を進めております。

為替相場の急激な変動について

H A P i N Sの取扱商品は、原則として直輸入品については米ドル建て決済、国内商社経由の商品は円建て決済で行っております。為替相場が急激に変動した場合、売上高の約4割を占める直輸入品の仕入原価が高騰し、H A P i N Sの業績に影響を与える可能性があります。

出店について

H A P i N Sは商業施設並びに路面店で新規出店を行っておりますが、H A P i N Sが希望する条件で店舗を確保できない場合、H A P i N Sの業績に影響を与える可能性があります。

新規出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の商圈、競合店の状況等を調査し、店舗業績並びに出店投資の回収を見積もったうえで出店の意思決定を行っておりますが、これらの諸条件においてH A P i N Sのニーズを満たす物件が必ずしも確保されるとは限らず、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合には、H A P i N Sの業績に影響を与える可能性があります。

商業施設の集客力について

H A P i N S がテナント入居している商業施設の集客力が、商圈内の競合商業施設の出店や自然災害等の要因で急激に低下した場合、来店客数の大幅な減少並びに売上高の減少がH A P i N S の業績に影響を与える可能性があります。

各店舗の賃料負担率は店舗ごとの契約内容によって異なりますが、賃料は経費項目の一つとして金額規模が大きく、かつ固定費的な性格が強いことから、販売効率が低下して売上高が減少すると、賃料負担率が上昇して利益率を大きく圧迫し、店舗の維持が困難になる可能性があります。

H A P i N S は、当該リスクを解消すべく施設運営者に対し賃料単価の減額や売上歩合賃料(変動賃料)における歩率もしくは最低保証賃料の減額を求める交渉を行い、健全な店舗運営をする努力をしておりますが、交渉が不調に終われば賃貸借契約を解約し退去することにより損失等が発生する可能性があります。

商業施設の経営状態について

H A P i N S の店舗の大部分は、商業施設から賃借しており、出店にあたり保証金を差し入れております。契約に際しては、相手先の信用状態を判断した上で出店の意思決定をしておりますが、倒産その他賃貸人の信用状態の悪化等の事由により、差し入れた保証金の全部又は一部が回収できなくなる場合、H A P i N S の業績に影響を及ぼす可能性があります。2020年9月末時点における店舗賃貸借の敷金及び保証金残高は833百万円です。

この他、商業施設内の賃借店舗では、毎日の売上金は当該商業施設に預託され、一定期間の経過後、H A P i N S に返還されるまでは売掛金となります。これについては、預託相手先である商業施設の倒産等の事由により、全額又は一部が回収できなくなる場合、H A P i N S の業績に影響を与える可能性があります。

気候変動及び災害について

H A P i N S が取り扱う商品は、季節性の高いものが多く、暖冬や冷夏などといった天候によって販売動向に影響を受け、在庫が滞留する結果、処分のために損失が発生する可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は、常にあるものと認識しております。

H A P i N S は、当該リスクを解消すべく夏物や冬物といったシーズン商品は、期中に販売する予定数量を一括で発注及び生産をするのではなく、シーズン内に複数回に分けて発注及び生産をすることで在庫が滞留するリスクを分散、回避しております。加えて気候に影響されにくい商品の売上構成比を高めることで、気候による業績の変動を少なくするよう努めております。

また地震や台風などの自然災害等により、テナント入居している商業施設や物流機能が深刻な被害を受ける等、営業活動が大きく制約される場合、H A P i N S の業績に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損損失について

H A P i N S は、2007年2月期から「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後も、固定資産の減損損失の判定において、店舗の損益状況の悪化により減損損失を認識した場合、H A P i N S の業績に影響を与える可能性があります。

借入金の遵守事項及び財務制限条項について

H A P i N Sの金融機関からの借入れの一部には遵守事項又は財務制限条項が付されているものがあり、当条項に抵触した場合、H A P i N Sの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

() 短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく660,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

- (1) 各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上(761,568千円以上)に維持すること。
- (2) 各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。
- (3) 各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

() 長期借入金のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付タームローン)契約(期末残高484,500千円)には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

- (1) 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月期決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (2) 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い、政府や自治体の外出自粛要請に基づく店舗の休業や営業時間の短縮等による売上高の減少、国内外での商品調達不全等の懸念があり、このような事態が長期化した場合、業績及び財政状態にさらなる影響を及ぼす可能性があります。

なお、翌事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について、現時点で合理的に算定することは困難であります。

H A P i N Sは、当該リスクが顕在化する可能性を常に認識し、政府や自治体の指針に沿った感染拡大防止策の徹底をはじめとして、従業員に対する安全衛生に関する意識・知識向上のための注意喚起、WEB会議や時差出勤、在宅勤務等の実施による感染抑制策を講じております。

継続企業の前提に関する重要事象等

H A P i N Sは、2019年3月期においては、営業利益及び経常利益を計上しておりますが、当期純損失を計上しており、2020年3月期においても経常損失及び当期純損失を計上したことから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、2018年8月1日に商号を「株式会社H A P i N S」に変更し、メインブランドである「HAPINS」の業態を軸に、新規出店及び既存店の内装・外観の見直しといったブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上に取り組んでおります。

商品におきましては、商品構成の見直し、取扱商品数の絞り込みによる戦略商品の販売を強化することで粗利益率のさらなる改善に取り組んでおります。また、取扱商品数が絞りこまれることで、商品補充や在庫管理等、店舗オペレーションの効率化を進めております。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、その収束時期や収束後の消費活動の見通し等が不透明であります。H A P i N Sはこの状況下において、実店舗でのお客様と従業員の安全対策を講じるとともに、非対面ビジネスであるオンラインショップへの注力を行い、売上の最大化と収益改善に努めてまいります。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ております。また、2020年4月7日に発令された政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等による店舗の休業や営業時間の短縮などで大幅な減収となる可能性があることを想定し、取引金融機関と当座貸越契約等の締結や長期借入金等による調達をしており、加えて納税猶予制度、社会保険料等の納付猶予制度の活用、その他の費用削減等の施策を行うなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策や5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況を踏まえ、慎重に検討を行った結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) ジーンズメイトの事業等のリスク

ジーンズメイトの経営成績及び財政状態に影響を与え、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスク要因は以下のとおりであります。なお、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

お客様の嗜好の変化などによるリスク

ジーンズメイトが取扱う衣料品や雑貨類は景気の変動による個人消費の低迷や他社との競合に伴う市場の変化といった要因に加えて、お客様の嗜好の変化による影響を受けやすく、それに対しジーンズメイトが適時かつ適切に需要にあった商品仕入を行うことができなかつた場合、競合優位性やジーンズメイトブランドに対する消費者からの評価や支持が低下し、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、お客様のニーズに即した商品企画、商品投入時期の柔軟化、価格設定の適正化、消化率及び在庫効率のコントロール、商品の魅力を十分に伝えられる販促手法の充実等、マーチャングイング(MD)の見直しを継続的に行うことにより商品力の強化・収益性の確保を図ってまいります。

天候によるリスク

ジーンズメイトが取扱う衣料品や雑貨類は季節性の高い商品が多く、極端な冷夏や暖冬、台風や大雨などの気象状況によって販売動向が計画から大きく乖離した場合、売上減少や過剰在庫の発生等によりジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、地震等の大規模な自然災害等により、出店する地域のショッピングセンターや物流機能が深刻な被害を受ける等、営業活動が大きく制約された場合、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、気象状況の影響が少ない年間定番商品や、キャラクター関連等季節に関わらず安定した需要を見込める商品を拡充させるとともに、販売動向を見て短納期で追加仕入を行う体制を構築することで、収益性を確保してまいります。また、大規模災害等に関しては、社内規程に基づいた危機管理体制の整備・構築と危機発生時のマニュアルの整備及び運用の遵守・徹底を図ってまいります。

東京圏ドミナント化によるリスク

ジーンズメイトの出店地域は72店舗のうち47店舗が東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に集中しており、また本部機能や物流拠点も東京圏に設置しています。東京圏において地震などの不測の自然災害や伝染病などが発生し、アパレル商品の需要の喪失や本社機能の停止、サプライチェーンの断絶による商品供給の停止等が発生し復旧に時間やコストを要した場合、ジーンズメイトの業績に影響を受ける可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、大阪や名古屋等地方の大都市圏での売上構成を高めるとともに、ECや電話通販等の非対面型ビジネスによる販路拡大に注力することで、東京圏への過度な集中を回避してまいります。

賃借物件によるリスク

出店しているテナント・ショッピングセンターの集客力や地域性の変化により、来店客数が減少し、賃料が高騰し営業を継続できなくなる等の不測の事態が発生する可能性があります。また、ジーンズメイトの店舗はすべて賃借物件であり、保証金を貸主に差し入れております。貸主により異なりますが、基本的には保証金は契約期間が満了しなければ返還されません。出店に際しては、相手先の信用状態を判断したうえで意思決定を行っておりますが、倒産やその他貸主の事由により、保証金の一部もしくは全部が回収できなくなる場合は、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、貸主と普段から密接にコミュニケーションをとり情報収集を行うとともに、売上に応じた賃料適正化や差入保証金の返還等に関する交渉を定期的に行うことで、不測の事態発生や保証金回収不能リスクの極小化に努めてまいります。

カントリーリスク

ジーンズメイトが取扱う商品の大半は、中国を中心としたアジア諸国にて生産されており、生産国の政治情勢や経済環境の変化、法規制の変更、戦争やテロ、自然災害の発生等により重要な仕入先や生産委託先が倒産するなどの問題が発生した場合には、商品調達に影響を及ぼし販売機会ロスが発生するなど、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、継続的な生産拠点分散化に向けた取り組みを行うこと等により安定的な商品調達体制を構築してまいります。

短時間従業員のコスト増加に関するリスク

ジーンズメイトは多くの短時間従業員をパート及びアルバイト従業員として雇用しております。ジーンズメイトの従業員に占める短時間従業員の比率が高いことから、少子化の進行等により人材の絶対数が急激に減少し人材獲得が困難になり、今後の政策変更や法令改正により短時間従業員に係るコストが大幅に増大した場合、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、少人数で運営できるオペレーションの整備に継続的に取り組むとともに、RPAなどのテクノロジーを活用する等して業務の効率化・自動化を推進することで、運営効率を高めてまいります。

個人情報の取扱いによるリスク

ジーンズメイトはお客様情報を保有しており、個人情報保護法により「個人情報取扱業者」として法的リスクが発生いたします。ジーンズメイトでは、お客様に安心してご利用いただけるよう、社内体制及び情報インフラを整備し、従業員教育を含めたセキュリティの強化に努めております。しかしながら、万が一人為的なミスや、コンピュータシステムの予期せぬトラブル等による情報流出や不正アクセスやサイバー攻撃等の犯罪行為により個人情報が漏洩・流出した場合には、当該情報の回収やお客様への損害賠償の支払い等の対応費用が生じうるほか、行政処分の対象となる可能性があり、その結果社会的信用度が低下し、ジーンズメイトの業績に影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症拡大により、商品調達面での影響に加え、旅行者の減少に伴うインバウンド需要の減退、店舗の臨時休業や営業時間短縮による客数の大幅減少等が発生いたしました。今後さらなる感染拡大等、想定を超える事態が発生する場合には、業績に影響を受ける可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、リモートワークの拡大等人々の生活が変容することで消費行動や価値観にも変化をもたらす可能性があります。これにより消費者のファッションに対する捉え方に大きな変化が急速に起こり、ジーンズメイトがその急激な環境変化に対応できない場合には、市場競争力や既存顧客の需要を喪失し、ジーンズメイトの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染防止対策としては、在宅勤務の推奨、大規模会議の中止、従業員の検温や手洗いといった健康管理、店舗における接客時のソーシャルディスタンスの確保や店内の換気・除菌の徹底等を実施するとともに、ご来店くださったお客様にも手指消毒やマスク着用等の感染防止策へご協力頂くことで感染防止に努めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる3社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の概要につきましては各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる3社の経営上の重要な契約等の概要につきましては各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる3社の研究開発活動の概要につきましては各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる3社の設備投資等の概要については各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる3社の主要な設備の状況については各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる3社の設備の新設、除却等の計画については各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N Sにおいては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N Sにおいては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2021年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,532,860株 (注)1, 2, 3	東京証券取引所 (JASDAQ市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	21,532,860株		

- (注) 1 2021年4月1日に予定する本株式移転の効力発生により当社が発行する新株式数であり、ワンダーコーポレーションの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(7,559,184株)、H A P i N Sの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(15,000,000株)及びジーンズメイトの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(16,101,466株)を前提として算出しております。但し、3社は、本効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時においてそれぞれが保有する全ての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、ワンダーコーポレーションが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,916株、H A P i N Sが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式219,026株及びジーンズメイトが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,728,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、基準時まで実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。
- 2 3社は、当社の普通株式について、東京証券取引所(JASDAQ市場)に新規上場申請を行う予定であります。
- 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2021年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年 4月1日	21,532,860 (予定)	21,532,860 (予定)	100,000	100,000	25,000	25,000

(注) 当社が交付する新株式数(予定)

ワンダーコーポレーションの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(7,559,184株)、H A P i N Sの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(15,000,000株)及びジーンズメイトの2020年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(16,101,466株)を前提として算出しております。但し、3社は、本効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時においてそれぞれが保有する全ての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、ワンダーコーポレーションが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,916株、H A P i N Sが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式219,026株及びジーンズメイトが2020年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,728,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、基準時まで実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる3社の所有者別状況については、以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	15	51	12	3	6,169	6,252	
所有株式数(株)		156	779	60,541	674	3	13,017	75,170	42,184
所有株式数の割合(%)		0.2	1.0	80.5	0.9	0	17.3	100.0	

(注) 1 自己株式3,856株は、「個人その他」に38単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

2 上記「単元未満株式の状況」には株式会社証券保管振替機構名義の株式が90株含まれております。

H A P i N S

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	15	22	10	10	5,476	5,536	
所有株式数(株)		1,302	574	114,677	238	79	33,111	149,981	1,900
所有株式数の割合(%)		0.87	0.38	76.46	0.16	0.05	22.08	100.00	

(注) 1 自己株式219,026株は「個人その他」に2,190単元、「単元未満株式の状況」に26株含まれております。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式40単元含まれております。

ジーンズメイト

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		14	33	54	26	9	8,581	8,717	
所有株式数(株)		4,638	2,447	94,000	1,362	78	57,488	160,013	100,166
所有株式数の割合(%)		2.90	1.53	58.74	0.85	0.05	35.93	100.00	

(注) 1 自己株式1,728,729株は「個人その他」に17,287単元及び「単元未満株式の状況」に29株含めて記載しております。なお、自己株式1,728,729株は株主名簿記載上の株式数であり、2020年3月31日時点の実質的な所有株式数は1,728,417株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ10単元及び94株含まれております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる3社の議決権の状況は以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,800		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,513,200	75,132	同上
単元未満株式	普通株式 42,184		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,559,184		
総株主の議決権		75,132	

H A P i N S

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 219,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,779,100	147,791	同上
単元未満株式	普通株式 1,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,000,000		
総株主の議決権		147,791	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権40個)が含まれております。

2 単元未満株式には自己株式26株が含まれております。

ジーンズメイト

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,728,400		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,272,900	142,729	同上
単元未満株式	普通株式 100,166		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,101,466		
総株主の議決権		142,729	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2021年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる3社の自己株式については以下のとおりです。

ワンダーコーポレーション

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市小野崎294番地1	3,800		3,800	0.0
計		3,800		3,800	0.0

H A P i N S

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社H A P i N S	東京都品川区西五反田7-22-17	219,000		219,000	1.46
計		219,000		219,000	1.46

ジーンズメイト

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ジーンズメイト	東京都渋谷区富ヶ谷1-49-4	1,728,400		1,728,400	10.73
計		1,728,400		1,728,400	10.73

(注) 上記のほか、株主名簿上はジーンズメイト名義となっておりますが実質的に所有していない株式が312株(議決権3個)あります。なお、当該株式のうち300株は上記「完全議決権株式(その他)」の中に含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2021年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを会社の意思決定機関相互の牽制による経営適正化と、株主等の利害関係者による会社経営に対する牽制の機能と捉え、健全な経営に欠かすことのできない重要事項と考えておりません。

企業統治体制の概要

(a) 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

イ. 取締役会

原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。取締役会は、独立性を保持した監査等委員の出席のもと、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督いたします。

(構成員の氏名等)

議長：代表取締役社長 内藤雅義

構成員：取締役 迎綱治、取締役 鎌谷賢之、取締役 塩田徹、取締役 長谷川亨、取締役執行役員 村瀬伸行、取締役(監査等委員) 大谷章二、社外取締役(監査等委員) 小島茂、社外取締役(監査等委員) 大塚一暁

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員である社外取締役2名で構成される予定です。当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について監査等委員会において意見交換し、常勤監査等委員及び監査等委員である社外取締役との意思疎通を密に図ることで、監査等委員会監査の実効性を高めることを意図しております。

(構成員の氏名等)

委員長：取締役(監査等委員) 大谷章二

構成員：社外取締役(監査等委員) 小島茂、社外取締役(監査等委員) 大塚一暁

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、長期的な企業価値向上を実現するためには、迅速な意思決定に加え、経営の透明性の確保と経営に対する監督機能の充実が必要と考え、上記の体制を採用する予定であります。

企業統治に関するその他の事項

当社は新設会社であるため、未定であります。

取締役等の責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とし、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。

取締役の任期については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

イ．取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定める予定です。

ロ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定める予定です。

八．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2021年4月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性9名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するワンダーコーポレーションの株式数 (2) 所有するHAPINSの株式数 (3) 所有するジーンズメイトの株式数 (4) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長	内藤雅義	1959年5月4日	2011年6月 株式会社大創産業 専務取締役 2017年3月 RIZAPグループ株式会社 入社 2017年5月 同社 購買物流本部長 2017年6月 同社 取締役 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役会長 兼 社長 2018年6月 音光株式会社 代表取締役(現任) 株式会社ジーンズメイト 取締役 株式会社Vidaway 取締役(現任) 2019年1月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2019年6月 株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 2019年12月 同社 代表取締役社長 兼 リユース事業本部長(現任) 2020年7月 RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 ライフスタイル事業統括 兼 購買物流本部長(現任) 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取締役(現任) 2021年4月 REXT株式会社 代表取締役社長(就任予定)	(注2)	(1) (2) (3) (4)
取締役	迎網治	1980年3月17日	2002年4月 大正製薬株式会社 入社 2011年10月 健康コーポレーション株式会社(現・RIZAPグループ株式会社) 入社 2012年12月 RIZAP株式会社 取締役(現任) 2018年6月 RIZAP ENGLISH株式会社 取締役(現任) 2019年4月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2020年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 RIZAP事業・海外事業統括 兼 営業本部長 2020年11月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 海外事業統括 兼 営業本部長(現任) 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取締役(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(就任予定)	(注2)	(1) (2) (3) (4)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するワンダー コーポレーション の株式数 (2) 所有するHAP i NSの株式数 (3) 所有するジーンズ メイトの株式数 (4) 割り当てられる当 社の株式数
取締役	鎌谷賢之	1974年 7月16日	1997年 4月 三洋電機株式会社 入社 2007年 4月 同社 経営戦略部 担当部長(全社 戦略担当) 2009年 4月 ソフトバンク株式会社 入社 2009年 7月 同社 社長室 シニアマネージャー (経営戦略担当) 2014年 4月 株式会社ナガセ 常務執行役員 2017年 1月 RIZAPグループ株式会社 入社 2017年 1月 同社 グループ戦略統括室 室長 2017年 5月 同社 経営戦略部長 2019年 4月 同社 執行役員 経営企画本部長 2019年 6月 株式会社ジーンズメイト 取締役 (現任) 株式会社湘南ベルマーレ 取締役 (現任) 2020年 7月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 グループ経営企画・財務 経理・グループ情報システム統括 兼 経営企画本部長 2020年 8月 RIZAP株式会社 取締役(現任) 2020年 9月 株式会社イデアインターナショナル 取締役(現任) 2020年11月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 グループ経営企画・財務 経理・グループ情報システム・法 務・リスクマネジメント統括 兼 経営企画本部長(現任) 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取 締役(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取 締役(現任) 2021年 4月 REXT株式会社 取締役(就任予定)	(注2)	(1) (2) (3) (4)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するワンダーコーポレーションの株式数 (2) 所有するHAPINSの株式数 (3) 所有するジーンズメイトの株式数 (4) 割り当てられる当社の株式数
取締役	塩田徹	1973年 8 月21日	1997年 4 月 株式会社大林組 入社 2000年 3 月 アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス(現 日本アイ・ビー・エム)株式会社入社 2009年 1 月 株式会社ワールド入社 2015年 4 月 パナソニックヘルスケアホールディングス(現 PHCホールディングス)株式会社入社、人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2019年 6 月 RIZAPグループ株式会社 入社 2019年 8 月 同社 人事本部長 2019年11月 同社 法務・リスクマネジメント本部長 2019年12月 同社 執行役員 グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年 4 月 RIZAPインベストメント株式会社 取締役(現任) 2020年 5 月 RIZAPグループ株式会社執行役員 社長室長 兼 グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 株式会社サンケイリビング新聞社 取締役副会長(現任) 2020年 6 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 社長室長 兼 グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 兼 コーポレート統括本部長 株式会社ワンダーコーポレーション 取締役(現任) MRKホールディングス株式会社 取締役(現任) 堀田丸正株式会社 取締役(現任) 2020年 7 月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役(現任) 2020年 8 月 RIZAP株式会社 取締役(現任) RIZAPグループ株式会社 マーケティング本部長(現任) 2020年 9 月 株式会社アイデアインターナショナル 取締役(現任) 2020年11月 RIZAPグループ株式会社 取締役 執行役員 グループ人事・総務統括 社長室長 兼 マーケティング本部長 兼 人事本部長(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役(現任) 2021年 4 月 REXT株式会社 取締役(就任予定)	(注 2)	(1) (2) (3) (4)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するワンダーコーポレーションの株式数 (2) 所有するHAPINSの株式数 (3) 所有するジーンズメイトの株式数 (4) 割り当てられる当社の株式数
取締役	長谷川亨	1958年11月1日	1981年4月 日産自動車株式会社入社 2001年4月 インドネシア日産自動車会社 社長 2006年1月 中東日産自動車会社 社長 (在ドバイ 中東地区統括会社) 2009年2月 タイ日産自動車会社 社長 (在バンコク) 2010年4月 タイ日産社長、アジアパシフィック日産自動車会社社長兼務 2012年4月 本社 アフリカ・中東・インド地域統括 執行役員 2014年4月 本社 アジア・オセアニア地域統括常務執行役員 2016年1月 横浜マリノス株式会社 代表取締役社長 2018年5月 RIZAPグループ株式会社入社 新領域事業カンパニー カンパニー長 2019年4月 同社 執行役員 2019年4月 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役社長 2020年4月 RIZAPインベストメント株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年6月 夢展望株式会社 取締役(現任) 2020年7月 RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 2020年12月 インベストメント事業統括(現任) 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取締役(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(就任予定)	(注2)	(1) (2) (3) (4)
取締役執行役員 (経営戦略担当)	村瀬伸行	1968年6月20日	1991年8月 株式会社ブラザクリエイト 入社 2000年4月 同社 販売企画部長 2002年4月 同社 第一事業統括部長 2005年6月 同社 取締役 2008年6月 株式会社ブラザクリエイトモバイリング 代表取締役社長 2009年6月 株式会社ブラザクリエイト 常務取締役 システム本部長 2015年7月 同社 常務取締役 管理本部長 2017年10月 株式会社ブラザクリエイト本社 常務取締役 管理本部長 2018年8月 RIZAPグループ株式会社 入社 株式会社ワンダーコーポレーション 出向 2018年10月 同社 営業本部 店舗開発部長 2019年4月 同社 執行役員 営業本部 構造改革推進部長 兼 店舗開発部長 2019年6月 株式会社テトラフィット 取締役(現任) 2019年12月 株式会社ワンダーコーポレーション 執行役員 構造改革推進事業部長 兼 店舗開発部長 兼 店舗支援部長(現任) 2020年7月 株式会社RIZAPグループ 営業本部 店舗開発部長 兼 購買物流本部 購買部長 兼 購買物流本部 物流部長 RIZAP ビジネスイノベーション株式会社 購買部長(現任) 2021年1月 株式会社D&M 代表取締役社長(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(就任予定)	(注2)	(1) (2) (3) (4)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するワンダーコーポレーションの株式数 (2) 所有するHAPINSの株式数 (3) 所有するジーンズメイトの株式数 (4) 割り当てられる当社の株式数
取締役 (監査等委員)	大谷章二	1949年1月1日	1971年4月 イトキン株式会社 入社 1993年4月 ムーンバット株式会社 入社 1997年11月 アールピバン株式会社 入社 2001年6月 同社 取締役 2004年6月 株式会社イーピクチャーズ 取締役 2006年3月 ジェネックス株式会社 監査役 2007年2月 株式会社e・ジェネックス 監査役 2008年6月 アールピバン株式会社 監査役 2009年6月 RIZAPグループ株式会社 監査役 2012年12月 グローバルメディカル研究所株式会社(現RIZAP株式会社)監査役(現任) 2016年6月 RIZAPグループ株式会社取締役(監査等委員)(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(監査等委員)(就任予定)	(注3)	(1) (2) (3) (4)
社外取締役 (監査等委員)	小島茂	1968年1月9日	1991年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール 入社 2002年4月 小島社会保険労務士事務所開業 2002年9月 有限会社プラン・ドゥ・シー 代表取締役(現任) 2005年1月 株式会社エスネットワーク 入社 2007年1月 ヒューマンテラス株式会社 取締役(現任) 2009年4月 株式会社イーエスペイロール 代表取締役 2010年5月 株式会社ウィル 取締役(現任) 2015年4月 株式会社エスネットワーク 監査役 2016年8月 株式会社HAPINS 監査役 2017年6月 堀田丸正株式会社 取締役(現任) 2017年6月 株式会社HAPINS 取締役(監査等委員)(現任) 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション 取締役(監査等委員)(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(監査等委員)(就任予定)	(注3)	(1) (2) (3) (4)
社外取締役 (監査等委員)	大塚一暁	1981年8月14日	2006年9月 弁護士登録 2006年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2012年9月 大塚・川崎法律事務所設立 代表弁護士就任(現任) 2017年6月 堀田丸正株式会社取締役(現任) 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション 取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 株式会社ジーンズメイト 取締役(監査等委員)(現任) 2021年4月 REXT株式会社 取締役(監査等委員)(就任予定)	(注3)	(1) (2) (3) (4)

- (注) 1. 小島茂氏及び大塚一暁氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、当社の設立日である2021年4月1日より、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、当社の設立日である2021年4月1日より、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 所有するワンダーコーポレーション、HAPINS又はジーンズメイトの株式数は、2021年9月30日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出してあります。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する3社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
5. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定される役職名を記載しております。

社外役員の状況

a. 社外役員の員数

当社は、取締役9名のうち2名を社外取締役とし、社外取締役全員を監査等委員である取締役とする予定であります。

b. 社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

監査等委員である社外取締役小島茂氏及び監査等委員である社外取締役大塚一暁氏と当社との間には、特段の利害関係が生じる予定はございません。

c. 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

監査等委員である社外取締役小島茂氏は、社会保険労務士としての専門的な知識・経験が豊富であり、社会保険労務士事務所の経営経験を有していることから、法令を踏まえた客観的視点で適切な助言をいただき、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役大塚一暁氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見地を活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

当社は、小島茂氏及び大塚一暁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取引所に届け出る予定です。

d. 社外取締役の独立性に関する基準

なお、当社は新設会社であるため、社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特別定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にする予定です。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役2名はいずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員である取締役及び監査等委員会は必要に応じ、内部監査に立ち会うとともに、監査の重点項目や監査結果についての情報の共有に努めて参ります。当社は新設会社であるため、詳細は未定であります。

(3) 【監査の状況】**監査委員会監査の状況**

当社は新設会社であるため、未定であります。

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

なお、太陽有限監査法人を当社の会計監査人として選定する予定であります。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、未定であります。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める予定であります。

但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額30百万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定であります。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる3社の経理の状況につきましては、各社が関東財務局長に提出した有価証券報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年6月24日、H A P i N S においては2020年7月31日、ジーンズメイトにおいては2020年6月29日提出)及び四半期報告書(ワンダーコーポレーションにおいては2020年8月13日及び2020年11月13日提出、H A P i N S においては2020年8月12日及び2020年11月13日提出、ジーンズメイトにおいては2020年8月14日及び2020年11月13日提出)をご参照ください。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から2022年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第 1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ワンダーコーポレーション

事業年度 第32期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月24日関東財務局長に提出

H A P i N S

事業年度 第52期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年7月31日関東財務局長に提出

ジーンズメイト

事業年度 第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

ワンダーコーポレーション

() 事業年度 第33期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月13日関東財務局長に提出

() 事業年度 第33期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

2020年11月13日関東財務局長に提出

H A P i N S

() 事業年度 第53期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月12日関東財務局長に提出

() 事業年度 第53期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

2020年11月13日関東財務局長に提出

ジーンズメイト

() 事業年度 第61期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月14日関東財務局長に提出

() 事業年度 第61期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

2020年11月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

ワンダーコーポレーション

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

() 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2020年6月24日関東財務局長に提出

() 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2020年12月18日関東財務局長に提出

- () 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書
2020年12月24日に関東財務局長に提出

H A P i N S

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書
2020年8月11日に関東財務局長に提出
- () 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
2020年12月21日に関東財務局長に提出

ジーンズメイト

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2020年6月29日に関東財務局長に提出
- () 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
2020年12月18日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

ワンダーコーポレーション

- () 訂正報告書(上記のうち2020年6月24日付臨時報告書の訂正報告書)
2020年10月9日に関東財務局長に提出
- () 訂正報告書(上記のうち2020年12月18日付臨時報告書の訂正報告書)
2020年12月24日に関東財務局長に提出

H A P i N S

- () 訂正報告書(上記の2020年7月31日付有価証券報告書の訂正報告書)
2020年8月12日に関東財務局長に提出
- () 訂正報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく2020年7月1日付臨時報告書の訂正報告書)
2020年10月2日に関東財務局長に提出

ジーンズメイト

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ワンダーコーポレーション

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

H A P i N S

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ジーンズメイト

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる3社の株主の状況は以下のとおりであります。

ワンダーコーポレーション

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
R I Z A Pグループ株式会社	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	5,671,812	75.1
株式会社北関東TSUTAYA	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番16号	307,053	4.1
ワンダーコーポレーション従業員持株会	茨城県つくば市小野崎294番地1	80,983	1.1
林 口 悟	愛知県碧南市	60,800	0.8
ワンスアROUND株式会社	東京都目黒区東山3丁目5番2号	37,500	0.5
船 山 益 宏	東京都品川区	20,300	0.3
海 老 澤 一	茨城県筑西市	19,300	0.3
日販グループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田駿河台4丁目3	18,000	0.2
MSIP CLIENT SECURITIES	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K	16,600	0.2
廣 中 龍 蔵	東京都世田谷区	16,015	0.2
計		6,248,363	82.7

(注) 上記株主の状況は2020年9月30日現在のものとなりますので、本届出書提出日現在における株主の状況は上記とは異なる可能性がございます。

H A P i N S

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区北新宿 2 - 21 - 1	10,403	70.38
株式会社パスポートライフ	東京都杉並区和泉 1 - 50 - 11	1,000	6.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	100	0.68
株式会社みずほ銀行 (常任代理人株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	60	0.41
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	59	0.40
水野 由美子	静岡県沼津市	53	0.36
大竹 秀達	千葉県市川市	53	0.36
株式会社日本カストディ銀行(信託 口4)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	40	0.27
竹内 謙一	千葉県勝浦市	40	0.27
広瀬 薫	東京都町田市	34	0.24
計		11,845	80.14

- (注) 1 H A P i N S が保有する自己株式(219千株)は上記の表には含まれておりません。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
- 3 上記株主の状況は2020年9月30日現在のものとなりますので、本届出書提出日現在における株主の状況は上記とは異なる可能性がございます。

ジーンズメイト

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区北新宿 2 - 21 - 1	9,198	64.00
ジーンズメイト従業員持株会	東京都渋谷区富ヶ谷 1 - 49 - 4	196	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	132	0.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口 5)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	124	0.86
中村 久幸	熊本県熊本市	78	0.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口 6)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	67	0.46
市川 麻衣子	東京都目黒区	62	0.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	61	0.42
廣川 とみ江	埼玉県さいたま市	61	0.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口 2)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	57	0.40
計		10,040	69.85

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口 5) 124千株
 株式会社日本カストディ銀行(信託口 6) 67 "
 株式会社日本カストディ銀行(信託口 2) 57 "

2 上記株主の状況は2020年9月30日現在のものとなりますので、本届出書提出日現在における株主の状況は上記とは異なる可能性がございます。

(当期連結財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2021年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

(当期財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2021年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。